
特 集 I

『第7回全国家庭動向調査（2022年）』の個票データを利用した実証的研究

家族と性に関する社会規範の特徴付け

茂 木 洋 之

本研究では、日本の結婚経験有（有配偶また離死別経験有）の女性が、家族や性についてどのような規範を持っているかを考察した。具体的には「子どもが3才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい」、「年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべきだ」、「男性どうしや、女性どうしの結婚（同性婚）を法律で認めるべきだ」などの社会規範への同意する割合を、様々な個人属性別にみた。また、同様に計量分析をすることでその特徴を探った。その結果、例えば以下のことがわかった。高齢者に関する規範について就業状態別にみると、自営業者は保守的な態度を持っていること。高所得者の方が、ジェンダーやLGBTQに関する規範について進歩的な態度をもつ傾向にあるが、その関係は非線形であること。子供の人数が多い方がLGBTQについて保守的な態度を持つこと。沖縄県がLGBTQについて最も進歩的な態度であること。また、個人の規範に対する態度は、親の学歴や自身の兄妹の状況など、家庭環境が一定程度の影響を与えると考えられるが、その後の個人のキャリア（学歴や就業状態）の方により規定される可能性が高いこと、などである。

キーワード：社会規範、ジェンダー、性別役割分業、高齢者、LGBTQ、男女間格差、選好

1. はじめに

2025年現在、少子高齢化は日本のみならず先進諸国における共通課題となっている。少子化について、2023年における日本の合計特殊出生率は1.20となり、人口置換水準と言われる2.07を大きく下回った。また、他のOECD諸国を見ると、子育て支援の先進例として挙げられることの多いフィンランドでも、2023年の合計特殊出生率は1.26に留まっており、2010年の1.87から大きく落ち込んだ。高齢化についても、日本の2020年時点における高齢化率¹⁾は28.6%と、最も高齢化が進む国となっている。年金や医療費など社会保険料が、特に若年世代に対して重荷となっている。

これら少子高齢化は労働市場における男女格差とも密接に関わっている。OECD諸国における成人女性と男性の労働参加率の収斂は、「前世紀における社会と経済の最も壮大

1) 全人口のうち、65歳以上の人口が占める割合。

な進歩のひとつ」(Goldin, 2014)と考えられている。しかし1990年代以降、多くの国々における女性の労働参加率は停滞・低下しており、特に日本は男女格差が依然として大きいことがOECDのデータなどにより示されている。家事・育児や高齢者の介護の負担は夫婦間で非対称となっており、女性の負担が重くなる場合が多く、女性の労働参加を妨げる一因として考えられている。

日本はこれら社会課題を解決するために、様々な政策を実施してきた。例えば、少子化については、女性の就業と出産・育児の両立のため、保育所の整備が推進された。保育所整備の効果について、国内の代表的な研究として、Asai, Kambayashi and Yamaguchi (2015), Fukai (2017), Nishitatenno and Shikata (2017), Yamaguchi et al. (2018) などがあり、深井 (2019) が包括的にレビューしている²⁾。保育所の整備によって、①これまで祖父母による子育て補助などのインフォーマルケアを使用していた人が保育所を使うようになった②子どもの年齢が小さいほど保育所利用の就業への正の効果が大きい③若い女性の出生率が上昇したことがわかっており、課題は残るものの、保育所の整備は女性の就業と出産・育児の両立に効果があったと結論づけている。他方で、出生率は依然として改善する兆しが見られない。また女性の就業状況も改善しつつはあるが、男女間賃金格差などは厳然として残っており、楽観できない状況である。

また、高齢化に端を発する介護についても、主な担い手は女性である。長男の妻が、義両親を介護するという図式が古くからの典型と言える。厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、2022年時点で介護者を男女別にみると、男性の30.1%に対して、女性は69.3%となっている³⁾。また介護者が実の子供の場合、男性と女性でそれぞれ36.7%、62.0%となっている。さらに子供の配偶者の場合となると、男性と女性でそれぞれ2.8%、97.2%となっており、大きな差が開く。介護が特に女性の労働を妨げているのではないか、という問題意識から、経済学では介護が労働供給に与える因果効果を測定する研究が国内外を問わず蓄積されてきた⁴⁾。国内の研究からは、①介護は労働供給を減少させる場合が多いが、研究によってインパクトの大きさはかなりばらつきがある。②介護は労働供給のなかでも extensive margin (外延) には影響するが、intensive margin (内延) への影響は軽微である。③要介護度によってインパクトは異なる。④男性よりも女性の方が介護の影響を受けやすい。といったことがわかっている⁵⁾。2000年から施行された介護保険法により、家族介護の負担は軽減した (Sugawara and Nakamura (2014) や Fu et al. (2017)) とされているが、ここ数年「ワーキングケアラー」という言葉が頻繁に上がることからわかるように、介護と就業の両立も道半ばと言えよう。また、Oshio (2015) や Niimi (2016)

2) 海外の研究としては、Akgunduz and Plantenga (2018) や Kleven et al. (2024) がある。特に Kleven et al. (2024) は、オーストリアでの育児休暇や育児補助の拡充は、ジェンダー格差の縮小にほとんど効果はなかったと結論付けている。

3) 性別不詳者がいるため、合計は100%にはならない。以下同様。

4) 国内の研究としては、Yamada and Shimizutani (2015) がある。また、海外の研究としては、Van Houtven et al. (2013) などがある。

5) 山田・酒井 (2016) を参考にした。また、介護の労働供給については、Oshio and Usui (2018) のようにインパクトは軽微であるとする研究もある。

などにより、介護は健康状態やウェルビーイングに悪影響を与えることも確認されており、特に女性のそれを悪化させることが知られている。

このように子育て政策や介護政策など、様々な政策を実施しているにも関わらず、少子化や男女間格差が改善されない理由は何か？一つの原因として社会規範が考えられる。そもそも経済学では、各種政策を評価するときに、家族や就業に関する選好（preference）は不変であるという仮定が暗黙に置かれている。個人は選好という定数であるパラメータをもち、ある制約式のもとで最適化を行うわけだが、政策によって制約式が変化することによって、最適反応が変化し、それを政策の効果と見做す。ここで選好と同様に、社会規範も変化し難いものとして捉えられることが多い。政策をとったとしても、社会規範が固定されている場合、その効果は小さいかもしれない。「年老いた親の介護は家族が担うべきだ」と考える個人が大半を占める社会では、政府が介護サービスを提供しても、充分に使用されない可能性が高いし、厚生の改善も望めない。家族や性別役割分業に関する規範がどのように分布しているのか、ある規範をもつ個人の特徴はどのようなものか、ということは、経済学ではこれまであまり議論されてこなかった。また、それら規範は変化するものなのか、といったことも本来は議論の対象である。

例えば、男女間賃金格差は日本を含む先進諸国でいまだ大きな課題となっているが、その原因として人的資本や心理的特性の差の他に、「男性は外で仕事をして、女性は家で家事・育児をすべきだ」や「母親が働いていない方が就学前の子供にとって良い」という社会的規範が大きな原因とする主張する研究もあり（Kleven, 2024）、規範の在り方は大きな論点となっている。経済学の分野においては、Akerlof and Kranton (2000) が最初にジェンダーに関する規範に代表されるアイデンティティの役割を、経済モデルの枠組みで考察した⁶⁾。また Fortin (2005) はクロスカントリー分析により、保守的なジェンダーに関する規範と女性の労働市場での成果が負の相関をもつことを確かめた。近年は経済学の分野においても、社会的規範と実際の労働市場におけるアウトカムを考察する実証研究が増えている（Bertrand et al., 2015や Rodríguez-Planas and Tanaka, 2022）。また、Hara and Rodríguez-Planas (forthcoming) は、日本の中学校におけるカリキュラム変更が性別役割分業を平等化したことを実証し、そのメカニズムとして規範の変化に注目した。このように社会規範が教育政策によって変化することを指摘する研究もある⁷⁾。

本研究では家族や性における社会規範について考察する。具体的には、ジェンダーに関する規範、高齢者に関する規範、LGBTQに関する規範について、各規範をもつ人の特徴を分析する。教育水準別などにおける規範の違いをみた後に、簡単な計量分析を試みる。結果以下のことがわかった。高齢者の規範について就業状態別にみると、自営業者は保守

6) 社会規範を理論的に考察したものとして Kandori (1992) がある。

7) 社会学の分野における規範の研究としては、ジェンダーに関する規範が中心となっている。Cotter et al. (2011), Knight and Brinton (2017), 釜野 (2013), 釜野 (2017), 木村 (2020), 阪口 (2023) があり、これらは社会学においてジェンダーに関する意識がどのように扱われてきたかが要約されている。これらの論文で使用されているデータは本研究とは異なるため、扱われているジェンダーに関する規範も詳細は異なる。また、釜野 (2017) は同性愛・両性愛など LGBTQ に関する規範も扱っている。

的な態度を持っていること。高所得者の方がジェンダーやLGBTQについて進歩的な態度をもつ傾向にあるが、その関係は非線形であること。子供の人数が多い方がLGBTQについて保守的な態度を持つこと。地域別にみると鹿児島県や宮崎県など一部の九州地方はジェンダーについては保守的な態度がもつが、LGBTQに関しては進歩的な態度を持つこと。沖縄県がLGBTQについては最も進歩的であること。また、社会規範は親の学歴や兄妹の状況など、家庭環境も一定程度の影響を与えられられるが、その後の個人のキャリア（就業状態や学歴）の方により規定される可能性が高いこと、などである。これらは因果関係ではなく、相関関係に留まるが、一定の示唆があると考えられる。

本研究の貢献は以下である。様々な性別役割分業の規範や、高齢者の規範、そしてLGBTQという性別そのものの規範を特徴付ける属性を考察した、一連の研究群への新たなエビデンスの追加である。ジェンダーに関する規範を研究したものは社会学や人口学を中心にあるが、高齢者に関する規範にまで踏み込んだものは珍しいと思われる。特に、高齢化が先進諸国でも著しく進む日本において、高齢者に関する規範について考察することは、一定の価値がある。

本研究は以下で構成される。セクション2では本研究で使用する「全国家庭動向調査」について説明する。セクション3ではデータの記述統計を概観し、また基本的な属性における規範の分布を確認する。セクション4では本研究での計量分析のためのモデルを説明する。セクション5では推定結果を説明する。最後にセクション6では論文のまとめと限界、および今後の展望を示す。

2. データ

本研究では、国立社会保障・人口問題研究所が5年おきに収集している社会保障・人口問題基本調査「全国家庭動向調査」を使用する⁸⁾。全国家庭動向調査は家庭動向を全国規模で把握しうる唯一の調査として、他の公式統計では捉えることのできない「出産・子育て」、「老親の介護」をはじめとする家庭機能の実態、変化要因を把握し、社会サービス施策の重要性が高まるなかで少子化への対応の基本的方向性を示し、児童家庭行政、高齢者福祉行政、少子化対策等の施策立案の基礎資料を提供するものである。

また全国家庭動向調査は国民生活基礎調査の体系の中で実施されており、国民生活基礎調査（世帯票・健康票）の対象世帯からさらに標本抽出された世帯の結婚経験のある女性に対して実施される。1993年7月に第1回調査を実施した。最新の第7回は2022年に実施されている。本研究では第4回～第7回（2008、2013、2018、2022年）を使用する。第7回からは男性と未婚女性もサンプルとして取得できるが、両者とも少数に留まるため、結婚経験有（現在有配偶または離死別）女性サンプルのみを使用する。1920年以前に生まれた人は、サンプルサイズが小さいことから、出生年を1921年～2003年のサンプルに制限する。

8) 以下は国立社会保障・人口問題研究所（2024）を基に説明している。こちらでは調査設計の詳細なども解説されている。本研究で使用するデータの出所は全て全国家庭動向調査である。

今回メインの変数となる社会規範は以下である。①結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ②夫や妻は、自分達のことを多少犠牲にしても、子どものことを優先すべきだ③家庭で重要なことがあったときは、父親が最終的に決定すべきだ④子どもが3才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい⑤男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきだ⑥夫婦は子どもを持てはじめて社会的に認められる⑦夫も家事や育児を平等に分担すべきだ⑧夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい⑨夫は、会社の仕事と家庭の用事が重なった時は、会社の仕事を優先すべきだ⑩年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべきだ⑪年老いた親の介護は家族が担うべきだ⑫高齢者への経済的援助は、公的機関より家族が行うべきだ⑬男性どうしや、女性どうしのカップルで暮らす、という生き方があってもよい⑭男性どうしや、女性どうしのカップルにも、なんらかの法的保障が認められるべきだ⑮男性どうしや、女性どうしの結婚（同性婚）を法律で認めるべきだ⑯同性どうしのカップルも、男女のカップルと同じように、子どもを育てる能力がある⑰男性どうしや、女性どうしのカップルが養親や里親になってもよい⑱女性どうしのカップルも、生殖補助医療を用いて、子どもを持てるようにすべきだ。

以上の18個を使用する。①～⑨は家族における男女間の役割に関する規範（ジェンダーに関する規範）⁹⁾。⑩～⑫は高齢者との居住や支援に関する規範（高齢者に関する規範）。⑬～⑮は家族と子どもの在り方に関する規範（LGBTQに関する規範）と解釈できる¹⁰⁾。⑬～⑱についてだが、多様な結婚の在り方、多様な子どもの持ち方に関する規範は出生や高齢者の行動に影響すると予想できるため、本論文の研究対象に含めた。回答は、以上の18項目に対して、「1 まったく賛成、2 どちらかといえば賛成、3 どちらかといえば反対、4 まったく反対」の4択である。これを1または2を回答した場合を1、3または4を回答した場合を0とする2値変数に変換する。

また、ジェンダーに関する規範、高齢者に関する規範、LGBTQに関する規範についてインデックスを作成する。まずジェンダーに関する規範について、9項目のうち⑦⑧については賛成、①～⑥、⑨については非賛成の項目数を個人ごとに計算し、最大で9、最小で0となるような変数を作成する。高齢者に関する規範については、賛成する項目数を各人計算して、最大で3、最小で0となるような変数を作成する。LGBTQに関する規範についても、賛成する項目数を各人計算して、最大で6、最小で0となるような変数を作成した¹¹⁾。

主な記述統計は表1である。LGBTQに関しては、2018年調査以降の変数であるため、サンプルサイズは約12000程度で少ない。まず男女間の役割に関する規範についてだが、

9) 性別役割分業に関する規範とも言えるが、本研究の対象はより広範囲であるため、ジェンダーに関する規範とした。

10) より正確にはL（レズビアン）、G（ゲイ）のみに関する質問であり、BTQに関する質問はない。ただし慣例上LGBTQと表現する。

11) 主成分分析などの次元圧縮の方法も考えられるが、本研究では解釈を優先するために、一先ずもとの変数を2値変数に変換して直接分析に使用する。次に簡単な加算によるインデックスを使用する。このインデックス作成方法と同様の論文としてHara and Kawaguchi (2022) がある。

割合に幅があることがわかる。一番少ないのが「⑥夫婦は子どもを持てはじめて社会的に認められる」の28.7%である。子供を持たないということも権利として認められていることがわかる。特に大きい項目の二つが「②夫や妻は、自分達のことを多少犠牲にしても、子どものことを優先すべきだ」と「⑦夫も家事や育児を平等に分担すべきだ」で、それぞれ84.1%と83.3%となっている。多くの女性が子供を最優先していることや、家事育児など性別役割分業の平等化を重視していることがわかる。

次に高齢者の規範についてだが、「⑫高齢者への経済的援助は、公的機関より家族が行うべきだ」が25.3%と最も低く、「⑪年老いた親の介護は家族が担うべきだ」は52.0%と半数以上となっている。高齢者への援助について、経済的援助と介護は別物であると考えている人が一定数いることがわかる。

最後に LGBTQ に関する規範である。これらは⑬～⑰と6項目中5項目において70%代の数値で概ね同じような考えであることがわかる。しかし「⑱女性どうしのカップルも、生殖補助医療を用いて、子どもを持てるようにすべきだ。」については53.3%に留まっており、生殖技術のような科学技術での出産について保守的な態度を示す人が多いことがわかる。

各指標について計量分析を試みる。結果は表2である¹²⁾。インデックスであるため推定値の解釈は難しいが、ジェンダーに対して進歩的な態度をもつ人は高齢者については保守的であり（1列目）、LGBTQ に対しても進歩的であること（2列目）がわかる。また、高齢者に対して保守的な態度であると、LGBTQ に対しては進歩的な態度ではなくなることもわかる（3列目）。これらは全て統計的1%有意となっている。また決定係数について見ると、2列目は0.176と最も大きく、ジェンダーに関する規範について、LGBTQ に関する規範は説明力が最も高い。しかし3列目は0.032と最も小さく、高齢者に関する規範はLGBTQ に関する規範での説明力は低い。

計量分析に使用するための、その他の変数の記述統計は表3である。サンプルに戦前生まれの人も多く含まれているため、教育水準において、大学卒以上が13.6%と少ないことが特徴である。また親の教育となると大学卒以上はさらに少なく、母親の学歴が大学卒以上については、わずか3.2%しかない。30.3%存在する非就業者については、大半が専業主婦と言える。

3. 規範の特徴付け

以下では各代表的な変数について、規範を考察していく¹³⁾。今回は出生年別、教育別、就業状態別、子供の有無と人数別、収入別、都道府県別について考察する。なお、都道府県についてはインデックスで議論する。他の分類候補として、調査年別、婚姻状況別、DID（Densely Inhabited District、人口集中地区）が考えられる。調査年別と婚姻状況

12) 以下で出てくる保守的・進歩的な態度という表現は Kleven (2024) にならっている。他にも保守的には伝統的、進歩的にはリベラルなどの表現などもある。

13) 紙面の都合上、グラフ内の各規範の変数名は意味を変えない範囲で表現を変更した。

別については、国立社会保障・人口問題研究所（2024）と齊藤他（2024）を参照されたい。調査年が新しくなるほど、ジェンダーに関する規範における男女平等の態度が増加していくことなどが示されている。また、DID については計量分析のパートで議論する。

3-1 出生年別

ジェンダーに関する規範について出生年別にみると、ほぼ全ての項目について、新しい世代ほど進歩的な態度をもっていることがわかる（図1）。例えば「①結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ」と回答した人は、戦前生まれ（1945年以前生まれ）については全てのカテゴリーで50%以上であるが、戦後生まれ、特に1956年生まれ以降を境に急減する。1996年以降生まれだと、22.0%しかいない。「⑦夫も家事や育児を平等に分担すべきだ」については、全ての年代層において70%以上の高い割合となっているが、1986年以降生まれは90%前後と特に高い割合となっている。しかし「③家庭で重要なことがあったときは、父親が最終的に決定すべきだ」については1996年生まれ以降も43.9%いて、若年世代においても、最終的な意思決定は夫に優位性があると考える若者は少くない。また「⑨夫は、会社の仕事と家庭の用事が重なった時は、会社の仕事を優先すべきだ」についても、1996年生まれ以降では42.5%と一定数いる。これらを踏まえると、家事育児などの家庭内の役割分担は男女平等であるべきだが、家庭内の最終的な意思決定や、仕事においては男性としての役割を求める規範は、新しい世代においても一定数残っている様子が伺える。「⑥夫婦は子どもを持てはじめて社会的に認められる」については、1986年生まれ以降については、全ての世代について10%未満しかおらず、子供が家庭を構成する要素としての位置づけの低下も伺え、少子化の要因になっている可能性もある。また「②夫や妻は、自分達のことを多少犠牲にしても、子どものことを優先すべきだ」についても全ての年代で80%以上と非常に高い。一方で、「④子どもが3才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい」は、1996年以降生まれは29.3%と低いものの、1986～1995年生まれ世代でも約50%と高い。2025年現在の30代においても、乳幼児については母親に育児の役割が強く求められることがわかる。

高齢者に関する規範についても（図2）、新しい世代ほど家族の意識が薄れ、個人単位の生活と公的な支援を志向していることがわかる。特に「⑩年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべきだ」「⑪年老いた親の介護は家族が担うべきだ」の二項目については、戦後生まれか否か（1946年以後の生まれか）あたりを境界に大きな差がある。ただ、「⑪年老いた親の介護は家族が担うべきだ」と「⑫高齢者への経済的援助は、公的機関より家族が行うべきだ」など援助については、1960年生まれ以降くらいから世代による差はほとんどない。

LGBTQ に関する規範についてみると（図3）、全ての項目について、基本的には新しい世代になるほど、進歩的な態度を持つことがわかる。ただ、「⑭男性どうしや、女性どうしのカップルにも、なんらかの法的保障が認められるべきだ」以外の6項目中5項目についてについて、1996年以降生まれの人は1986～1995年生まれの人と比較して、保守的な

態度となることがわかる。1996年以降生まれの人は、その多くが2025年現在、20代中盤以前と推測され、またライフステージが出産育児など一定程度に達していないため、不妊などのイメージができないことなどが一因かもしれない。

3-2 教育別

教育別に、ジェンダーに関する規範をみると（図4）、全ての項目で教育水準が高くなると、進歩的な態度になることがわかる。ただ、「⑦夫も家事や育児を平等に分担すべきだ」については、中学校卒について81.0%で、大学院卒が86.6%となっており、両者とも高水準でありつつ差がかなり小さい。「②夫や妻は、自分達のことを多少犠牲にしても、子どものことを優先すべきだ」についても同様の傾向である。「⑥夫婦は子どもを持てはじめて社会的に認められる」については中学校卒についても44.2%と半数未満となっているものの、大学院卒については10.1%となっており、その差は34.1%ポイントと教育間の差が大きい項目となっている。一般的に、子供の教育水準と人数はトレードオフの関係にあることが知られている（Hanushek, 1992）。教育水準が高くない親は子供の人数を優先させる傾向にあるわけだが、この規範は関連しているかもしれない。なお、「⑤男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきだ」についても、中学校卒と大学院卒の差が45.7%ポイントと最も大きく、同様の傾向となっている。「④子どもが3才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい」や「⑧夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい」についても学歴による差が非常に大きい項目となっている。

高齢者に関する規範については（図5）、「⑩年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべきだ」と「⑪年老いた親の介護は家族が担うべきだ」の二項目については、教育水準が高まる方が、家族が担うべきと考える人の割合が低下する。教育水準が高い方が、生産性が高く機会費用も高いため、実際の居住や介護など時間を使う援助は低くなる傾向にあることを意味する。一方で、「⑫高齢者への経済的援助は、公的機関より家族が行うべきだ」については教育水準が高いほど、家族が行うべきと考える人の割合が低下するが、他に項目と比較すると低下傾向が小さい。また、大学院卒については26.8%と高い傾向となっている。経済的援助については、機会費用というよりは、実際の金銭的費用が重要であることを反映していると言え、若干異なる傾向となる。

LGBTQに関する規範については（図6）、ほぼ全ての項目について、教育水準が高い方が進歩的な態度となっている。ただ、「⑬女性どうしのカップルも、生殖補助医療を用いて、子どもを持てるようにすべきだ。」については、中学校卒と高校卒でそれぞれ41.5%と50.1%と低いものの、教育水準格差は大きくない。残りの5項目は教育水準によって、賛否の格差が大きいと言える。特に「⑬男性どうしや、女性どうしのカップルで暮らす、という生き方があってもよい」については中学校卒と大学院卒で41.4%ポイントと最も大きい差となっている。

3-3 就業状態別

就業状態別に、ジェンダーに関する規範をみると（図7）、9項目中6項目において、正規雇用者がジェンダーについて進歩的な態度となっている。もっとも顕著に表れている項目の一つが「①結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ」であり、正規雇用者が29.9%であるのに対して、非就業者は52.3%となっている。特徴的なのは自営業である。「③家庭で重要なことがあったときは、父親が最終的に決定すべきだ」、「⑤男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきだ」「⑥夫婦は子どもを持てはじめて社会的に認められる」「⑨夫は、会社の仕事と家庭の用事が重なった時は、会社の仕事を優先すべきだ」の四項目でそれぞれ72.5%、68.7%、37.3%、72.2%と最も高い値となっている。このデータは有配偶女性が大半である。よって、サンプルの多くの女性が、自営業の家族従業者であると考えられる。男性の自営業（つまり自営業主である）とそれに追従する女性という構図が典型的と予想されるため、このようにジェンダーに関する規範が保守的になっている可能性が高い。また、子どもの有無についても跡継ぎの有無とも解釈できるため、子どもを持たないことを否定的に見る人の割合が高いと考えられる。また失業者について、「⑥夫婦は子どもを持てはじめて社会的に認められる」の割合が23.4%と最も低く、「⑧夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい」の割合が58.3%と最も高く、進歩的な態度となっている。失業者は就業可能で就業意思があるが、職に就くことがきていない人である。失業者は求職活動をしているため履歴書を頻繁に書くが、自分の姓を意識する機会が多いことの反映かもしれない。非就業者についても「①結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ」、「④子どもが3才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい」などでそれぞれ52.3%、80.6%と割合が最も高く、保守的な態度となっている。働いていないため、家事育児を優先する傾向にあることは想像通りである。一方で、非就業者においても「⑦夫も家事や育児を平等に分担すべきだ」の割合は80.2%と、就業形態別では最も低いものの、比較的高い割合となっている。

高齢者に関する規範についても同様で、全ての項目について自営業者が最も高い割合で保守的な傾向となっている（図8）。となっている。「⑩年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべきだ」「⑪年老いた親の介護は家族が担うべきだ」「⑫高齢者への経済的援助は、公的機関より家族が行うべきだ」について、それぞれ46.8%、55.4%、31.9%となっている。これらは自営業を親から引き継いだ可能性などがあり、個人というよりは親世代も含めた家計として意思決定が行われている可能性が高い。同様に、正規雇用者の場合も、全ての項目について賛成の割合が高いことも特徴的と言える。特に、「⑩年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべきだ」「⑪年老いた親の介護は家族が担うべきだ」でそれぞれ42.0%と54.5%と高い。正規雇用者は賃金が高いため、介護や同居の機会費用が大きいはずだが、親の援助に積極的な結果である。学歴の結果（図5）とは反対となった。

LGBTQの規範についてみると（図9）、全ての項目について、非就業者が最も割合が低い。また、非就業者を除けば、全ての項目について自営業が最も低い割合となっている。非就業者と自営業者は性の態度について、保守的という傾向である。また、正規雇用者は

6項目全てで最も割合が高く、進歩的な態度となっている。

3-4 子どもの有無別

子どもの有無別に、ジェンダーに関する規範をみると（図10）、「⑦夫も家事や育児を平等に分担すべきだ」を除く、9項目8項目において、子どもがいない場合が、最も進歩的な態度となっていることがわかる。また、子どもの人数が増加するほど、より保守的な態度となる傾向にある。特に、「③家庭で重要なことがあったときは、父親が最終的に決定すべきだ」「④子どもが3才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい」「⑤男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきだ」「⑧夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい」などでその傾向は顕著である。また、「⑦夫も家事や育児を平等に分担すべきだ」については、4つの全ての場合において83.0%～84.0%に収まっており、ほとんど差がないことから、家事育児の分担に関する意識については、子どもの有無や人数はほとんど影響がないこともわかる。「①結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ」「②夫や妻は、自分達のことを多少犠牲にしても、子どものことを優先すべきだ」「⑥夫婦は子どもを持てはじめて社会的に認められる」という規範については、子供の人数というよりは子供の有無が重要であることも特徴的である。

高齢者に関する規範についてみると（図11）、「⑫高齢者への経済的援助は、公的機関より家族が行うべきだ」については、4つの場合全てにおいて、24.8%～25.6%に収まっており、子供の有無での態度の差はない。また、「⑩年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべきだ」と「⑪年老いた親の介護は家族が担うべきだ」においては、子供なしの場合がそれぞれ44.4%と55.8%と最も高い割合となっている。自分に子供がいないと親との結びつきが強くなることが示唆される。また子供が二人の場合、それぞれが38.5%と50.9%と小さく、子供の人数と親との同居や介護への態度は線形ではなく、非線形の関係であることがわかる。

LGBTQに関する規範については（図12）、6項目中全ての項目について、子供がいない人の方が進歩的な態度となっている。子供がいない人の方が、同性カップルなどへの許容度が高い正確な理由は不明であるが、そもそも子供がいない原因が性的嗜好であることが考えられる。また、全ての項目について、子供の人数が増加するほど、保守的な態度となる。

3-5 収入別¹⁴⁾

収入別に、ジェンダーに関する規範をみる（図13）。多くの項目で収入が高くなるほどジェンダーに関する規範が進歩的な傾向になるといった、単調増加の傾向は見られないこ

14) 収入に関してはジェンダーとLGBTQに関する規範のみを考察する。また収入は調査したのが2022年のみなので、単年の結果である。また調査方法は、収入の絶対値を直接記入ではなく、17個あるカテゴリーを選択するものとなっている。17の各カテゴリーについてサンプルサイズを維持できるように10個のカテゴリーに分類した。また、夫婦間所得の比較については、カテゴリーでの比較となっており、同じカテゴリーを回答していても、実際に収入が等しいかはわからない。

とがわかる。例えば、「①結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ」や「③家庭で重要なことがあったときは、父親が最終的に決定すべきだ」についてみると、ともに最も割合が低くなるのは収入600万円～700万円の層である。700万円以上となると逆に割合が増加することがわかる。また、「⑦夫も家事や育児を平等に分担すべきだ」についても、800万円以上の高所得世帯よりも、300万円～700万円の層で割合が高くなっていることがわかる。正確な原因は不明だが、300万円くらいの層はフルタイムで就業するが、待遇が正規雇用ではないなど、育児環境が充実しておらず、夫のサポートを要求する傾向にあるのかもしれない。Bertrand et al. (2015) のように、ジェンダーに関する規範については収入の絶対値というより、夫婦間での比較が重要とする研究もある。よって、夫婦間の収入比較という観点から見てみる（図14）。「⑤男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきだ」や「⑦夫も家事や育児を平等に分担すべきだ」など、妻の収入が多い方がやや進歩的な態度へと向かう傾向にある。しかし、「①結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ」や「④子どもが3才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい」など同程度の場合に最も進歩的な態度となる項目もある。いずれにせよ夫の方が収入が高い場合はジェンダーについては保守的な傾向にある。「⑦夫も家事や育児を平等に分担すべきだ」について、妻の方が収入が多い場合が90.1%で最も高く、夫の方が多い場合は85.8%と最も低いが、どの場合も高水準となっている。経済学における Collective household model では、夫婦間の収入の多寡などが夫婦同士の交渉に影響を及ぼし、家事育児時間などを決定するとされるが (Browning and Chiappori, 1998), 収入格差は意識にはあまり影響を与えないため、それ以外のチャンネルで家事育児の役割が決定されている可能性が高い。

また LGBTQ に関する規範については（図15）、就業しているが100万円未満の最も収入が低いカテゴリーについて、保守的な態度を示す割合が高い。収入が上昇するにつれて進歩的な態度となるが、その関係は非線形であるところはジェンダーに関する規範と同様である。また、ジェンダーに関する規範とは異なり、夫婦間の収入比較については、LGBTQ への態度の影響はほぼなさそうである（図16）。

3-6 都道府県別

最後に都道府県別にみる。九州は男尊女卑が強いとか、地方は男尊女卑が強いため、地方から都市に女性が流入している、というようなことが一般認識として議論されることがある (NHK, 2024)。この認識をデータでどのようなになっているのか裏付ける。都道府県別については、47都道府県とグループの数が多いので、セクション2で説明したように規範を3つの指数に分類する。

まず、ジェンダーに関する規範を見ると（図17）、九州地方と香川県を除く四国地方で、ジェンダーに関する規範が保守的であることがわかる。一般的に九州地方は性別役割意識に保守的である、ということが言われているが、データでも同様の傾向となっている。鳥取が4.9ポイントとかなり高い。鳥取は吉田（2013）による結果とも整合的であり、背景

に女性の労働参加率や女性議員などの割合の高さが挙げられている。また山梨や長野、秋田でもそれぞれ4.6ポイント、4.3ポイント、4.5ポイントと高い数値となっており、山梨と長野については同様に吉田（2013）の結果と整合的である。また三大都市圏という観点からみると、東京都は4.4ポイントと高い数値となっているが、大阪府は3.9ポイントと全国平均を下回る結果となっている。東京はジェンダーに関する規範について進歩的であるが、必ずしも都市部は進歩的で地方は保守的という図式は当てはまるわけではなさそうだ。

高齢者に関する規範をみると（図18）、進歩的な態度の都道府県上位3つは、北海道（1.03）、神奈川県（1.04）、東京都（1.05）となっている。三大都市圏について、首都圏に加えて阪神圏でも兵庫県（1.10）、大阪府（1.13）など進歩的な態度となっている。反対に保守的な態度の都道府県は岩手県（1.33）や宮崎県（1.41）、大分県（1.35）、熊本県（1.32）が挙げられる。全体的には鹿児島県のような一部例外はあるものの、東北地方、北陸地方、九州地方において保守的な態度と言える。

LGBTQに関する規範をみると（図19）、進歩的な態度の都道府県、上位3つは沖縄県（4.71）、群馬県（4.65）、鳥取県（4.48）となっている。さらに第4位は鹿児島（4.44）で5位は東京都（4.40）である。三大都市圏でみると、首都圏と中京圏で進歩的な割合が高く、阪神圏ではやや保守的な傾向となっている。鹿児島や宮崎はジェンダーに関する規範は保守的だが、LGBTQに関する規範は進歩的と真逆の結果となっている。また島根県についてはジェンダーに関する規範は進歩的だが、LGBTQに関するそれは保守的となっている。個人レベルでみると、ジェンダーに関する規範とLGBTQに関するその関係が強いことは、図表2の2列目で確認した通りである。しかし、地域レベルでみると必ずしも当てはまらないことがわかる。LGBTQに関する規範については、全体的に地方ごとの特色などは見当たらない。

4. 計量分析

記述統計を概観した後に、簡単な計量分析を用いてより詳細を考察する。本研究では以下の線形回帰モデルを使用する。

$$Norm_i = \alpha + Age_i' \beta_0 + SurveyYear_i' \beta_1 + Education_i' \beta_2 + Work_i' \beta_3 + Children_i' \beta_4 + Marriage_i \beta_5 + DID_i' \beta_6 + X_i' \gamma + \varepsilon_i \quad (1)$$

$$Norm_i = \alpha + Age_i' \beta_0 + SurveyYear_i' \beta_1 + Education_i' \beta_2 + Work_i' \beta_3 + Children_i' \beta_4 + Marriage_i \beta_5 + DID_i' \beta_6 + X_i' \gamma + FatherEducation_i \beta_7 + MotherEducation_i \beta_8 + Siblings_i' \beta_9 + \varepsilon_i \quad (2)$$

$Norm_i$ は本研究で使用する、3種類の社会規範の指数である。また、 X_i には都道府県と出生年が含まれ、解釈はしないがコントロール変数として入れた。 $Age_i \sim DID_i$ はセクション3で使用した変数を含む変数群である。 $FatherEducation_i$ 、 $MotherEducation_i$ 、

$Siblings_i'$ はそれぞれ父親の学歴、母親の学歴、兄弟の数である。記述統計レベルの分析だと各変数間の相関により、推定値が Omitted Variable Bias (OV) をもつ可能性が高い。計量分析により、それらの影響を一定程度考慮した分析を試みる。 ε_i は観察できない誤差項である。

まずモデル (1) を OLS (Ordinary Least Squares) で推定する。その後、モデル (1) に含まれる右辺の変数より、以前に決定され则认为られる、親の学歴や兄弟の数を入れたモデル (2) を推定し、(1) 式との結果を比較する。なお、推定結果は相関の有無を示すものであり、因果関係は必ずしも意味しないことには注意が必要である。特に、個人の規範に対する態度は選好や性格など観察できない要因の影響を大きく受けると考えられ、これらは ε_i に含まれる。計量分析により変数群で制御しても、推定値について内生性の懸念は確実に残る。また、本研究では OLS 推定を採用するが、Ordered probit 推定の場合も結果はほぼ同じである。Standard error は White robust standard error を推定する。アウトカムがインデックスであるので、推定値についての詳細な解釈はしない。

5. 結果

まずジェンダーに関する規範をみると (表 4, 1 列目)、記述統計と同じ結果となっている。例えば中学校卒をベースとしたときに、大学卒や大学院卒のように学歴が高くなる方が、ジェンダーに関して進歩的な態度となっている。この結果は阪口 (2023) とも整合的である。また、調査年が後年になるほど、進歩的な態度へ向かう。また、離婚・死別経験のある方が進歩的な態度になるという点も阪口 (2023) と同様である。さらに子供の人数が増加するほど、保守的な態度となっている。ただ、これは未婚女性がサンプルに含まれていないことから sample selection bias の問題が生じているため、女性全体の傾向として考えることはできず、政策的示唆を導出する際には留意が必要である。次に (2) 式の推定結果をみると (同 2 列目)、本人の兄妹状況が、最年長ではない (長男がいる) 場合、つまり二人以上兄妹で兄がいる場合は、統計的 10% 有意水準でジェンダーに対する規範が保守的となることがわかる。姉がいる場合も統計的有意ではないが、係数はマイナスとなっており、保守的な態度となる。兄がいる場合の方が係数のインパクトが 11.2% ほど大きく、兄の方より影響が大きいことが予想される。また、父親と母親の学歴について、統計的有意ではないが、係数の符号が逆となっており (父親は 0.069 で母親は -0.03)、学歴の効果が異なることもわかる。学歴や就業形態の係数をみると、(1) 列の結果と比較して、全ての変数について統計的有意性の変化はない。また係数の大きさもそこまで大きな変化はないと言える。

高齢者に関する規範をみると (表 4, 3 列目)、メインの結果は同様に記述統計の分析と同じである。DID については人口密集地区になるほど、進歩的な態度となることがわかる。これはジェンダーに関する規範との大きな違いと言える。また、年齢についての推定結果が統計的有意ではないことも、ジェンダーに関する規範との違いである。ジェンダーと比較して、高齢者の規範に関する世代間格差が少ない可能性を示唆する。また、(2) 式

の推定結果についてみると（同4列目）、父親の学歴が大学卒以上の場合、高齢者に関する規範が進歩的になることがわかる。両親の学歴の影響が父親と母親で異なる点は（父親は-0.039であるのに対して、母親は0.053）、ジェンダーに関する規範と同様である。また、兄妹構成については統計的有意な結果は得られなかった。長男の有無は介護者の役割などに関係し、家族観に影響しそうだが、男兄弟がいる場合でも影響はないと言える。またメインの変数の結果についても、(1)列目と比較して、全ての変数について統計的有意性は維持され、また、係数のインパクトの大きさもそこまでの変化はない。

LGBTQに関する規範をみると（表4、5列目）、こちらも記述統計の分析と大体は同じ傾向である。例えば、大学卒など高学歴の方が規範に対して進歩的な傾向にあり、これは釜野（2017）との結果は整合的である。ただ、統計的有意である変数の個数が、ジェンダーや高齢者に関するそれと比較すると少数に留まる。LGBTQに対する態度を規定する要因については、観察されない個人の属性により帰着する可能性が高いことが示唆される。また、(2)式の推定結果についてみると（同6列目）、統計的10%有意水準で、父親が大学卒以上の場合にLGBTQに関する態度が保守的となる。父親の学歴の影響がジェンダーや高齢者に関する結果とは真逆で（例えばジェンダーについては0.069だが、LGBTQについては-0.111である）、異なる点と言える。

これらの結果をまとめると、社会規範は親の学歴や兄妹の状況など、家庭環境も一定程度の影響を与えと考えられる。特に高齢者やLGBTQに関する規範については父親の学歴が、ジェンダーについては長兄がいるかが重要となる。しかし、その後の個人のキャリア（学歴や就業状況）の方により規定される可能性が高いと考えられる。つまり教育や、その後の労働市場でのアウトカムなどで変化しうることが推察される。全ての規範について、年齢と出生年をコントロールした上で、調査年が新しくなるほどより進歩的な態度となっていることから、社会の状況などにより規範は変化するということが推察される。ただしジェンダーに関する規範については、年齢による影響が大きく、世代間によって考え方の対立が顕著となる可能性がある。

6. おわりに

本研究では、日本の結婚経験有（有配偶また離死別経験有）の女性が、家族や性についてどのような考え方を持っているかを考察した。結果として例えば以下のことがわかった。高齢者の規範について就業状態別にみると、自営業者は保守的な態度を持っていること。高所得の方がジェンダーについて進歩的な態度をもつ傾向にあるが、その関係は非線形であること。子供の人数が多い方がLGBTQについて保守的な態度を持つこと。地域別にみると鹿児島県や宮崎県など一部の九州地方はジェンダーについては保守的な態度がもつが、LGBTQに関しては進歩的な態度を持つこと。LGBTQについては、沖縄県が最も進歩的な態度となっていること。また、社会規範は親の学歴や兄妹の状況など、家庭環境も一定程度の影響を与えと考えられるが、その後の個人のキャリア（就業状態や学歴）の方により規定される可能性が高いこと、などである。

本研究の限界は以下である。まず、データがパネルデータではない。よって、同一個人内において、規範や態度が変化しうるのか、ということは検証できない。また、考察対象が結婚経験有の女性に限定されているため、未婚女性と男性の規範についてはわからない。さらに、規範や選好の形成には幼少期など若い頃の経験が重要であると予想されるが、その時期の環境についての情報が不十分である。例えば、Fernandez et al. (2004) や Kawaguchi and Miyazaki (2009) によると、特に両親の就業状態は労働の選好に影響するとされているが、家庭動向調査には両親の就業に関する情報がない。そして、これら限界は、そのまま今後の研究の展望となる。

さらなる研究課題として、規範と政策の関係がある。つまり、選好や規範はパラメータとして外生的に与えられるものであるが、これは社会政策によって変化しうるのか、ということである。例えば、Hara and Rodríguez-Planas (forthcoming) のように教育政策がジェンダーに関する規範に与えた影響の考察や、2000年の介護保険制度の導入が高齢者に関する規範与えた影響を分析することなどが考えられる。また、テレワークのような働き方の変革も規範に影響を与える可能性があり (Hara and Kawaguchi, 2022)、今後も研究を続ける必要がある。

謝辞

本論文を執筆するにあたり、木村裕貴氏、斉藤知洋氏、西村仁憲氏、原ひろみ氏、余田翔平氏より貴重な助言を頂いた。ここに記して謝意を表したい。本稿に残された誤りはすべて筆者本人のみに帰する。

本論文は、国立社会保障・人口問題研究所一般会計プロジェクト「全国家庭動向調査」の研究成果である。統計法第32条の規定に基づき、第4回～7回「全国家庭動向調査」の調査票情報を二次利用申請した。また本研究は、文部科学研究費助成事（課題番号23K18822）による助成を受けた。ここに記して謝意を表したい。

参考文献

- Akerlof, George and Rachel Kranton. (2000). "Economics and Identity." *Quarterly Journal of Economics*. Vol 115(3), 715-753.
- Akgunduz, Y. E., & Plantenga, J. (2018). Child care prices and maternal employment: A meta-analysis. *Journal of Economic Surveys*, 32(1), 118-133.
- Asai, Y., Kambayashi, R., & Yamaguchi, S. (2015). Childcare availability, household structure, and maternal employment. *Journal of the Japanese and International Economies*, 38, 172-192.
- Bertrand, M., Kamenica, E., & Pan, J. (2015). Gender identity and relative income within households. *The Quarterly Journal of Economics*, 130(2), 571-614.
- Browning, M., & Chiappori, P. A. (1998). Efficient intra-household allocations: A general characterization and empirical tests. *Econometrica*, 1241-1278.
- Cotter, D., Hermesen, J. M., & Vanneman, R. (2011). The end of the gender revolution? Gender role attitudes from 1977 to 2008. *American journal of sociology*, 117(1), 259-89.
- Fernández, R., Fogli, A., & Olivetti, C. (2004). Mothers and sons: Preference formation and female labor

- force dynamics. *The Quarterly Journal of Economics*, 119(4), 1249-1299.
- Fortin, N. M. (2005). Gender role attitudes and the labour-market outcomes of women across OECD countries. *oxford review of Economic Policy*, 21(3), 416-438.
- Fu, R., Noguchi, H., Kawamura, A., Takahashi, H., & Tamiya, N. (2017). Spillover effect of Japanese long-term care insurance as an employment promotion policy for family caregivers. *Journal of health economics*, 56, 103-112.
- Fukai, T. (2017). Childcare availability and fertility: Evidence from municipalities in Japan. *Journal of the Japanese and International Economies*, 43, 1-18.
- Goldin, C. (2014). A grand gender convergence: Its last chapter. *American economic review*, 104(4), 1091-1119.
- Hanushek, E. A. (1992). The trade-off between child quantity and quality. *Journal of political economy*, 100(1), 84-117.
- Hara, H., & Kawaguchi, D. (2022). A Positive Outcome of COVID-19?: The Effects of Work from Home on Gender Attitudes and Household Production (No. 22-E-2). Bank of Japan.
- Hara, H., & Rodríguez-Planas, N. (2024). Long-Term Consequences of Teaching Gender Roles: Evidence from Desegregating Industrial Arts and Home Economics in Japan. *Journal of Labor Economics*.
- Kandori, M. (1992). Social norms and community enforcement. *The Review of Economic Studies*, 59(1), 63-80.
- Kawaguchi, D., & Miyazaki, J. (2009). Working mothers and sons' preferences regarding female labor supply: direct evidence from stated preferences. *Journal of Population Economics*, 22, 115-130.
- Kleven, H. (2024). The Geography of Child Penalties and Gender Norms: A Pseudo-Event Study Approach (No. w30176). National Bureau of Economic Research.
- Kleven, H., Landais, C., Posch, J., Steinhauer, A., & Zweimüller, J. (2024). Do family policies reduce gender inequality? Evidence from 60 years of policy experimentation. *American Economic Journal: Economic Policy*, 16(2), 110-149.
- Knight, C. R., & Brinton, M. C. (2017). One egalitarianism or several? Two decades of gender-role attitude change in Europe. *American Journal of Sociology*, 122(5), 1485-1532.
- Niimi, Y. (2016). The "costs" of informal care: An analysis of the impact of elderly care on caregivers' subjective well-being in Japan. *Review of Economics of the Household*, 14, 779-810.
- Nishitaten, S., & Shikata, M. (2017). Has improved daycare accessibility increased Japan's maternal employment rate? Municipal evidence from 2000–2010. *Journal of the Japanese and International Economies*, 44, 67-77.
- Oshio, T. (2015). How is an informal caregiver's psychological distress associated with prolonged caregiving? Evidence from a six-wave panel survey in Japan. *Quality of Life Research*, 24, 2907-2915.
- Oshio, T., & Usui, E. (2018). How does informal caregiving affect daughters' employment and mental health in Japan?. *Journal of the Japanese and International Economies*, 49, 1-7.
- Sugawara, S., & Nakamura, J. (2014). Can formal elderly care stimulate female labor supply? The Japanese experience. *Journal of the Japanese and International Economies*, 34, 98-115.
- Van Houtven, C. H., Coe, N. B., & Skira, M. M. (2013). The effect of informal care on work and wages. *Journal of health economics*, 32(1), 240-252.
- Yamada, H., & Shimizutani, S. (2015). Labor market outcomes of informal care provision in Japan. *The Journal of the Economics of ageing*, 6, 79-88.
- Yamaguchi, S., Asai, Y., & Kambayashi, R. (2018). Effects of subsidized childcare on mothers' labor supply under a rationing mechanism. *Labour Economics*, 55, 1-17.
- NHK. (2024). 女性たちが去っていく 地方創生10年・政策と現実のギャップ. クローズアップ現代. <https://www.nhk.or.jp/minplus/0121/topic101.html>. (2025年1月14日閲覧).
- 釜野さおり. (2013). 1990年代以降の結婚・家族・ジェンダーに関する女性の意識の変遷. *人口問題研究 (J. of Population Problems)*, 69(1), 3-41.
- 釜野さおり. (2017). 同性愛・両性愛についての意識と家族・ジェンダーについての意識の規定要因——性的マ

- イノリティについての意識: 2015年全国調査から——. 家族社会学研究, 29(2) 200-215.
- 木村裕貴. (2020). 親への移行が性別役割分業意識に与える効果 固定効果モデルに基づく男女比較分析. 社会学年報, 49, 63-74.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2024). 「2022年社会保障・人口問題基本調査 第7回全国家庭動向調査 報告書」.
- 齊藤知洋, 菊池潤, 鈴木貴士, 茂木洋之, 千年よしみ, 釜野さおり, 小山泰代, 布施香奈, 佐藤格, 西村幸満.
(2024). 第7回全国家庭動向調査『結果の概要』について. 厚生指標= Journal of health and welfare statistics/厚生労働統計協会 編, 71(3), 27-33.
- 阪口祐介. (2023). 現代日本における性役割意識の長期的変動—社会的地位の構成変化に注目した媒介分析—. 社会学評論, 74(1), 86-104.
- 深井太洋. (2019). 保育所整備は女性の就業率や出生率を上げたのか: 保育所整備の政策評価. 日本労働研究雑誌, 61(6), 4-20.
- 山田篤裕, & 酒井正. (2016). 要介護の親と中高齢者の労働供給制約・収入減少. 経済分析= The economic analysis/『経済分析』編集委員会編, (191), 183-212.
- 吉田浩. (2013). 日本における男女平等度指標の開発. 『男女共同参画による日本社会の経済・経営・地域活性化戦略』 p.11-32

Characterizing Social Norms regarding Family and Sexuality

MOTEGI Hiroyuki

This study examined the family (gender and ageing) and LGBTQ norms held by Japanese women who had been married (or had experienced bereavement or divorce). Specifically, I calculated the percentage of agreement with social norms such as “It is better for mothers not to work and to concentrate on child-rearing until their children are around three years old”, “Older parents should live with their children and their children's spouses”, and “Same-sex marriage should be legally recognized” by various personal attributes. I also conducted a regression analysis to explore these characteristics. As a result, I found the following, for example. Regarding the elderly by employment status, I found that self-employed people tended to have conservative attitudes. I also found that high-income earners tended to have progressive attitudes regarding gender and LGBTQ norms, but that this relationship was non-linear. I found that people with more children tended to have conservative attitudes regarding LGBTQ. People in Okinawa prefecture has the most progressive attitudes towards LGBTQ. In addition, while it is thought that family circumstances such as the educational background of the parents and the situation of one's siblings have a certain degree of influence on an individual's attitude towards social norms, it is more likely to be determined by the individual's career (educational background and employment status) after that.

Keywords: Social norms, Gender, Gender division of labor, Ageing, LGBTQ, Gender gaps, Preference

表 1 記述統計（社会規範）

	n	平均	標準偏差	最小	最大
ジェンダーに関する規範					
①結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ	25130	0.407	0.491	0	1
②夫や妻は、自分達のことを多少犠牲にしても、子どものことを優先すべきだ	25130	0.841	0.365	0	1
③家庭で重要なことがあったときは、父親が最終的に決定すべきだ	25060	0.662	0.473	0	1
④子どもが3才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい	25149	0.750	0.433	0	1
⑤男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきだ	25030	0.613	0.487	0	1
⑥夫婦は子どもを持てはじめて社会的に認められる	24832	0.287	0.452	0	1
⑦夫も家事や育児を平等に分担すべきだ	25049	0.833	0.373	0	1
⑧夫、妻とも同性である必要はなく、別姓であってもよい	24867	0.493	0.500	0	1
⑨夫は、会社の仕事と家庭の用事が重なった時は、会社の仕事を優先すべきだ	24831	0.646	0.478	0	1
高齢者に関する規範					
⑩年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべきだ	24881	0.404	0.491	0	1
⑪年老いた親の介護は家族が担うべきだ	24915	0.520	0.500	0	1
⑫高齢者への経済的援助は、公的機関より家族が行うべきだ	24931	0.253	0.434	0	1
LGBTQに関する規範					
⑬男性どうしや、女性どうしのカップルで暮らす、という生き方があってもよい	11924	0.749	0.433	0	1
⑭男性どうしや、女性どうしのカップルにも、なんらかの法的保障が認められるべきだ	11791	0.774	0.418	0	1
⑮男性どうしや、女性どうしの結婚（同性婚）を法律で認めるべきだ	11723	0.721	0.448	0	1
⑯同性どうしのカップルも、男女のカップルと同じように、子どもを育てる能力がある	11659	0.737	0.440	0	1
⑰男性どうしや、女性どうしのカップルが養親や里親になってもよい	11733	0.713	0.452	0	1
⑱女性どうしのカップルも、生殖補助医療を用いて、子どもを持てるようにすべきだ	11538	0.533	0.499	0	1
ジェンダーに関する規範（指数）	23150	4.15	2.12	0	9
高齢者に関する規範（指数）	24449	1.17	1.05	0	3
LGBTQに関する規範（指数）	11341	4.23	2.18	0	6

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「全国家庭動向調査」

表 2 規範の各指数同士の関係

	(1) ジェンダーに関する規範	(2) ジェンダーに関する規範	(3) 高齢者に関する規範
高齢者に関する規範	-0.753*** (0.012)		
LGBTQに関する規範		0.423*** (0.009)	-0.084*** (0.005)
定数項	5.033*** (0.020)	2.866*** (0.040)	1.312*** (0.022)
Observations	22,787	10,672	11,071
R-squared	0.139	0.176	0.032

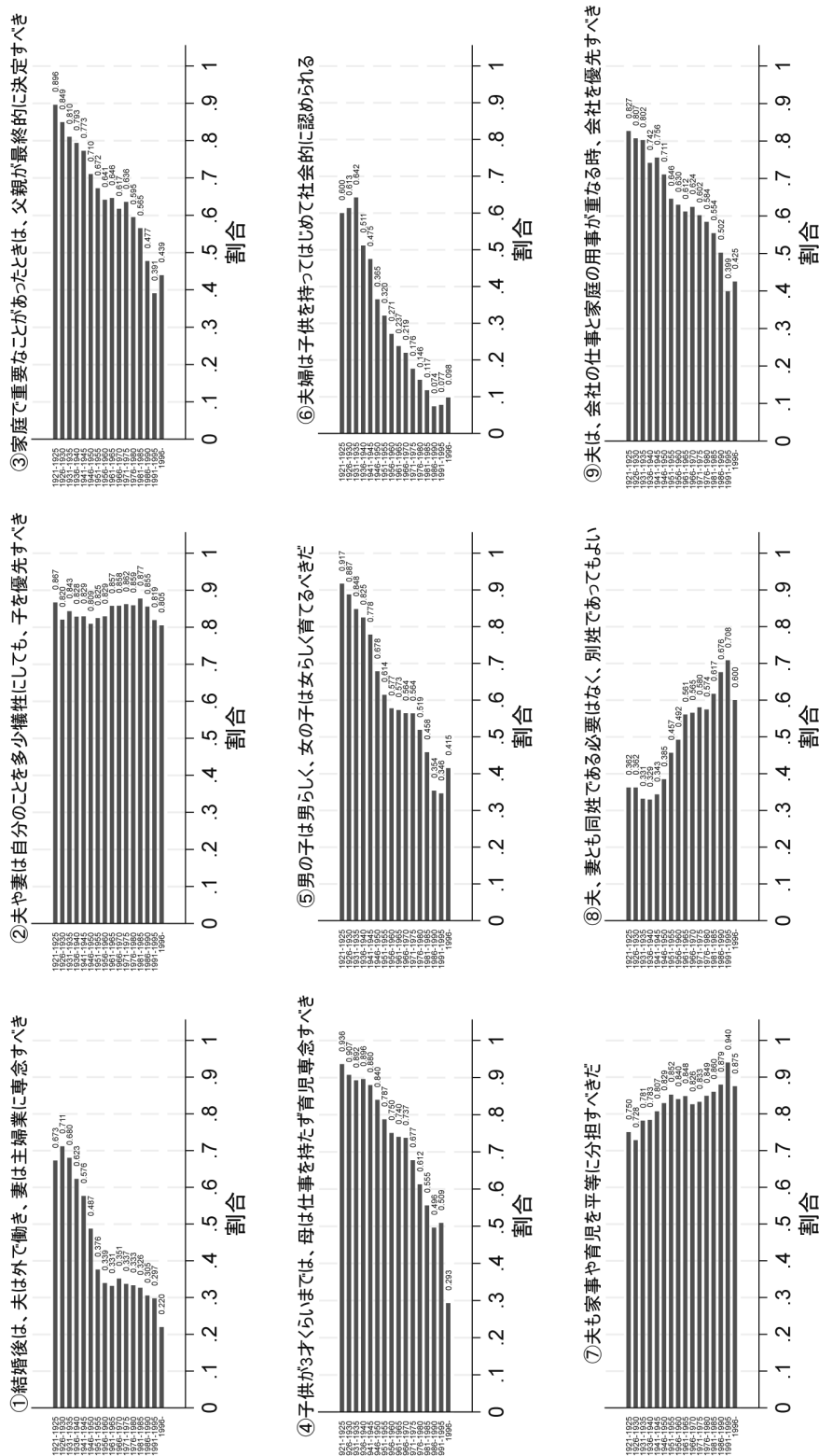
Robust standard errors in parentheses

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

表 3 記述統計（規範以外の変数）

	n	平均	標準偏差	最小	最大
生年	28214	1959.1	15.0	1921	2000
年齢	28214	55.2	15.0	19	99
調査年	2008	0.269	0.444	0	1
	2013	0.245	0.430	0	1
	2018	0.238	0.426	0	1
	2022	0.247	0.431	0	1
教育	小中学校	0.122	0.327	0	1
	高校	0.408	0.492	0	1
	専修学校	0.120	0.325	0	1
	高専・短大	0.213	0.409	0	1
	大学	0.129	0.335	0	1
	大学院	0.007	0.085	0	1
婚姻状況	結婚	0.867	0.340	0	1
	離別・死別	0.133	0.340	0	1
	未婚	0.000	0.000	0	0
就業状態	正規労働	0.230	0.421	0	1
	非正規労働	0.331	0.471	0	1
	自営業・家族従業	0.108	0.311	0	1
	失業	0.028	0.165	0	1
	非就業	0.303	0.459	0	1
自身の兄妹	一人っ子	0.081	0.273	0	1
	兄妹あり（最年長）	0.345	0.475	0	1
	兄妹あり（兄がいる）	0.204	0.403	0	1
	兄妹あり（姉がいる）	0.370	0.483	0	1
父の教育	大学卒未満	0.857	0.350	0	1
	大学・大学院	0.143	0.350	0	1
母の教育	大学卒未満	0.968	0.177	0	1
	大学・大学院	0.032	0.177	0	1

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「全国家庭動向調査」



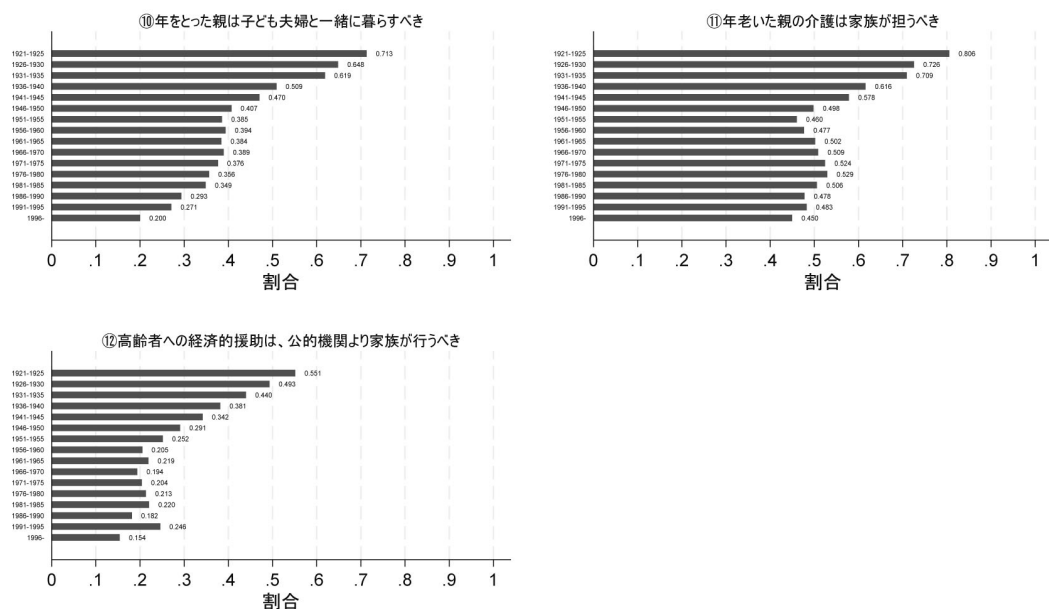


図2 高齢者に関する規範（出生年別）

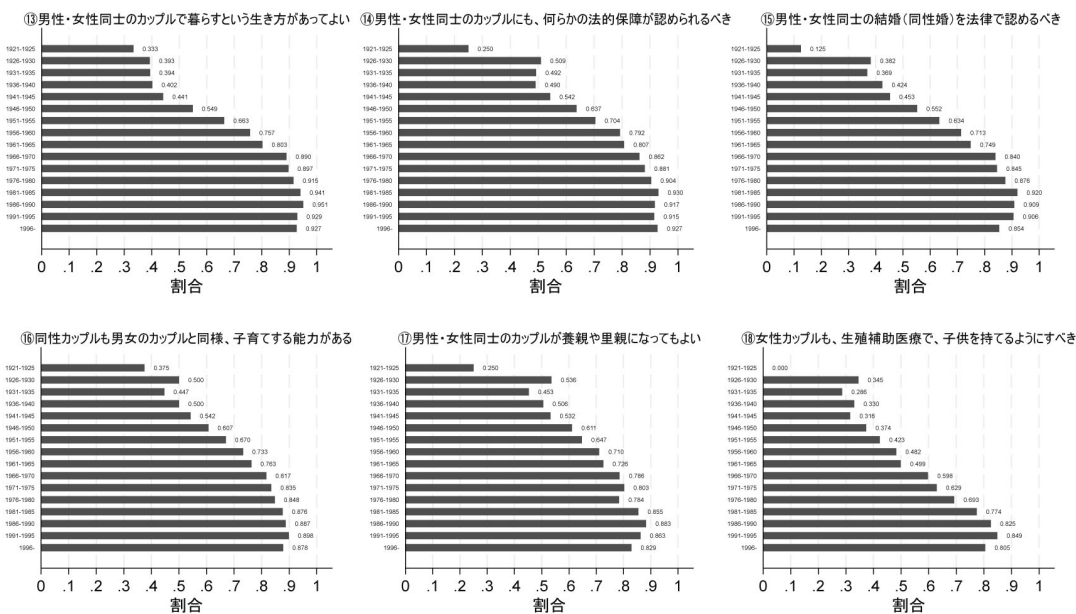


図3 LGBTQに関する規範（出生年別）

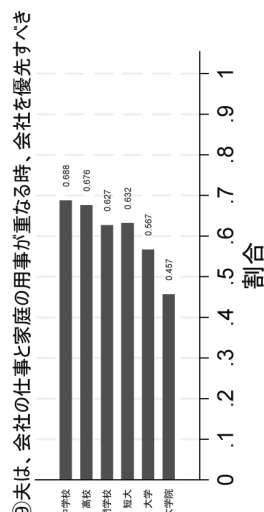
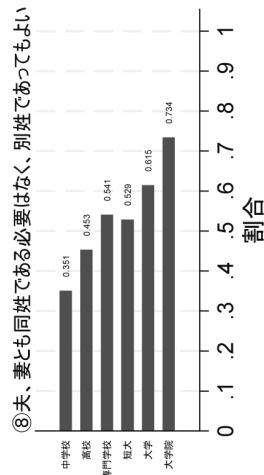
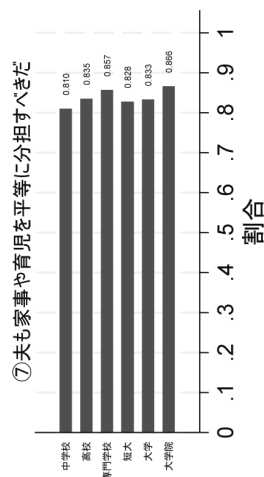
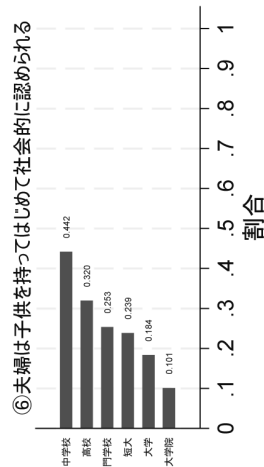
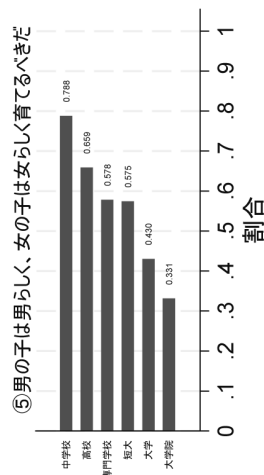
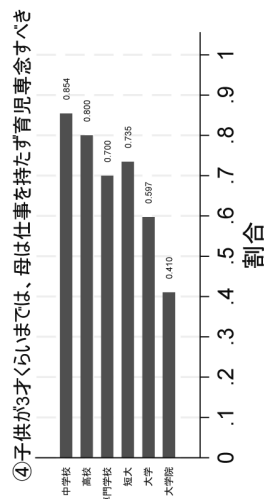
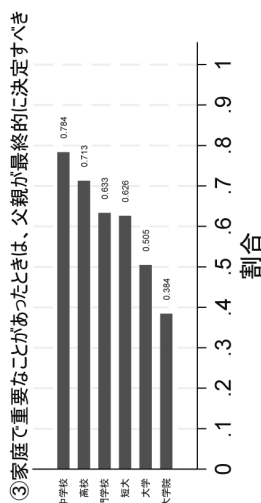
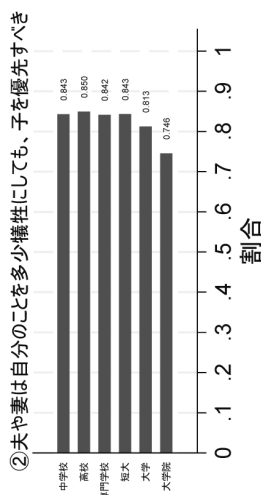
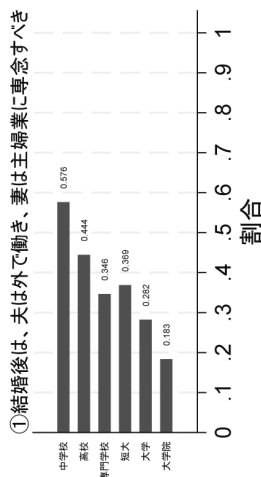


図 4 ジェンダーに関する規範（教育別）

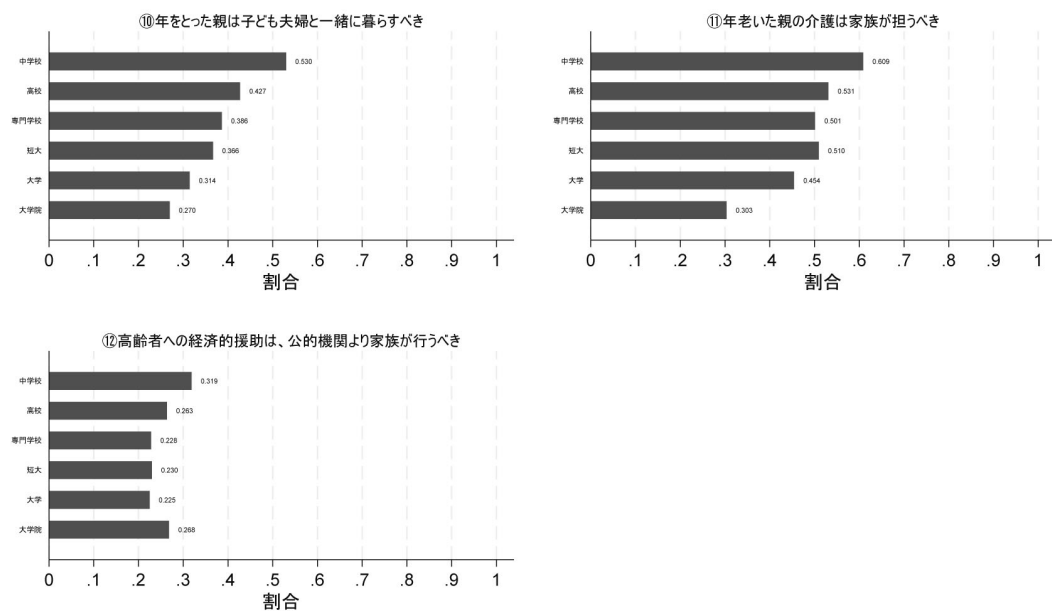


図5 高齢者に関する規範（教育別）

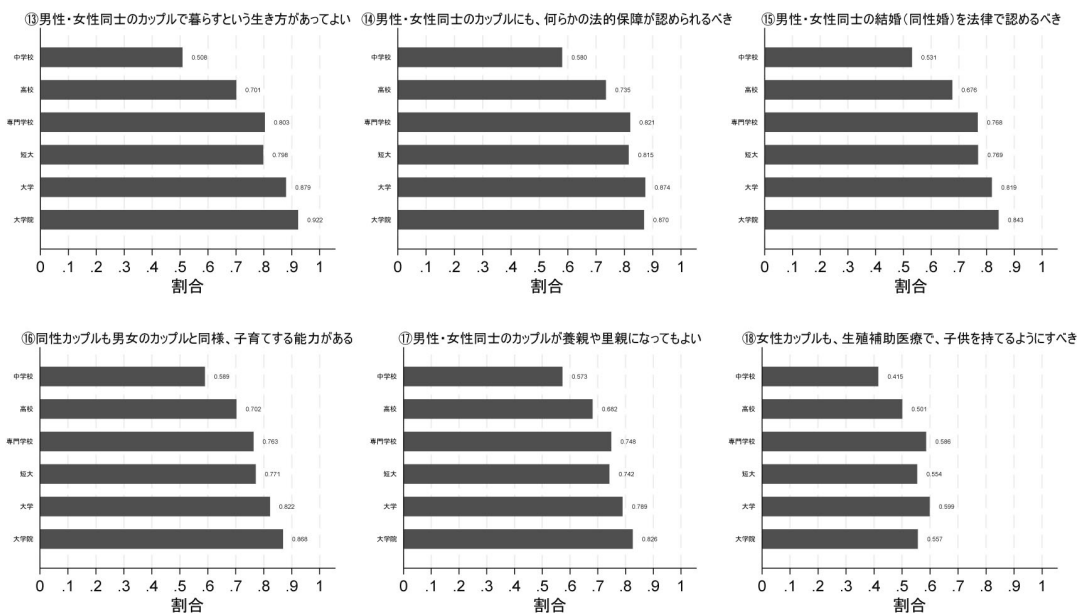


図6 LGBTQに関する規範（教育別）

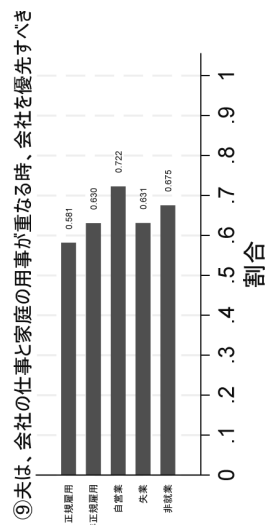
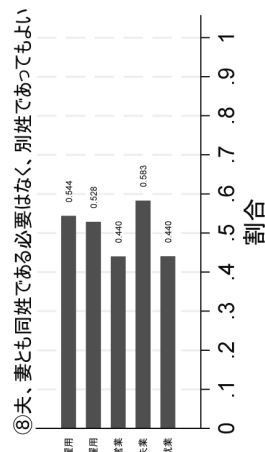
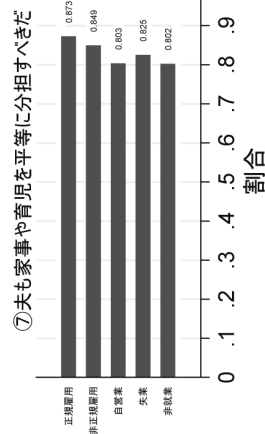
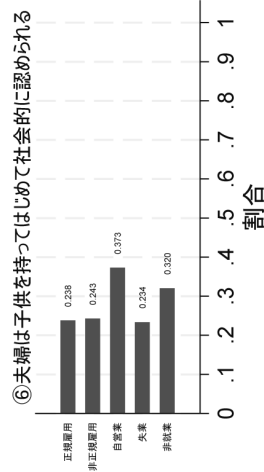
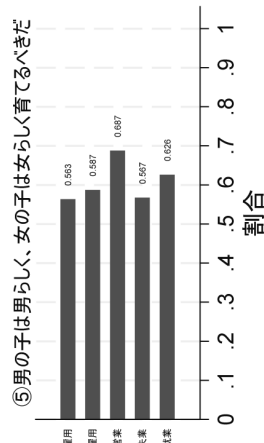
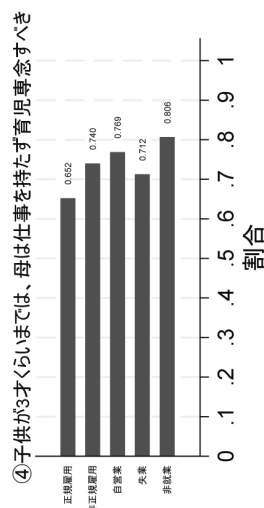
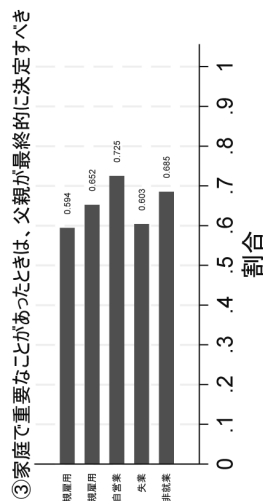
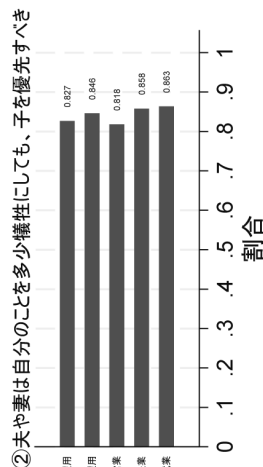
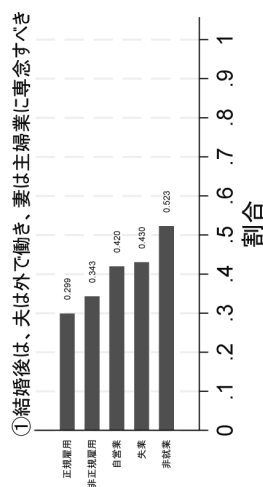


図7 ジェンダーに関する規範（就業状態別）

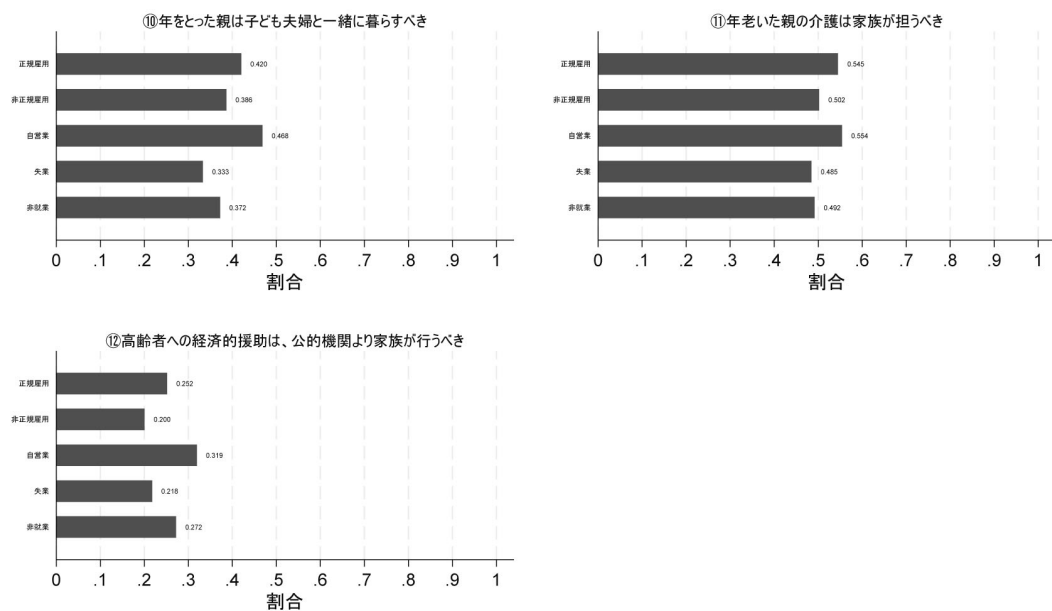


図8 高齢者に関する規範（就業状態別）

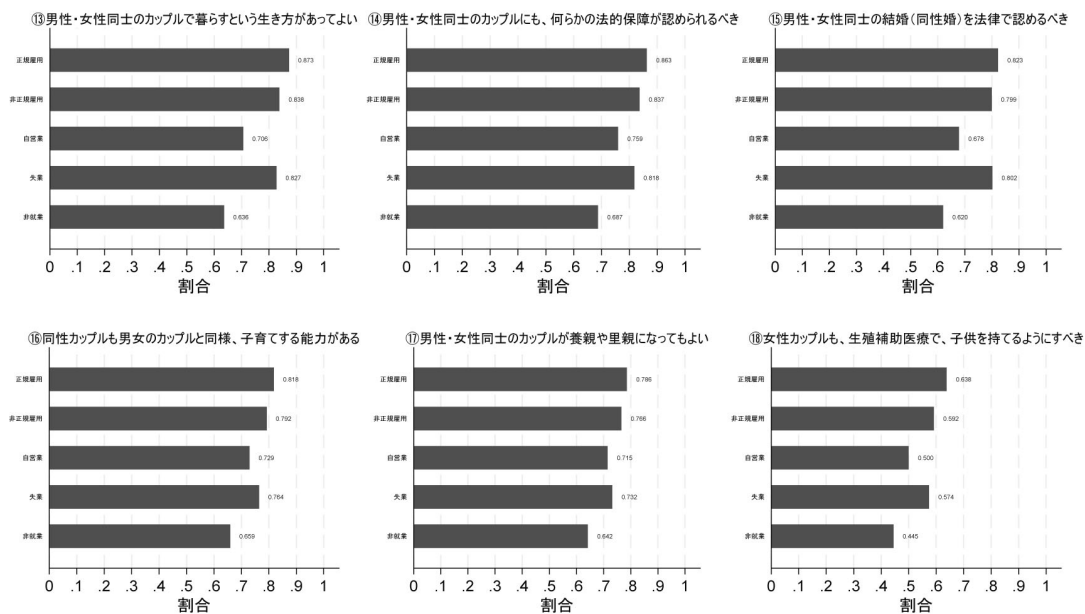


図9 LGBTQに関する規範（就業状態別）

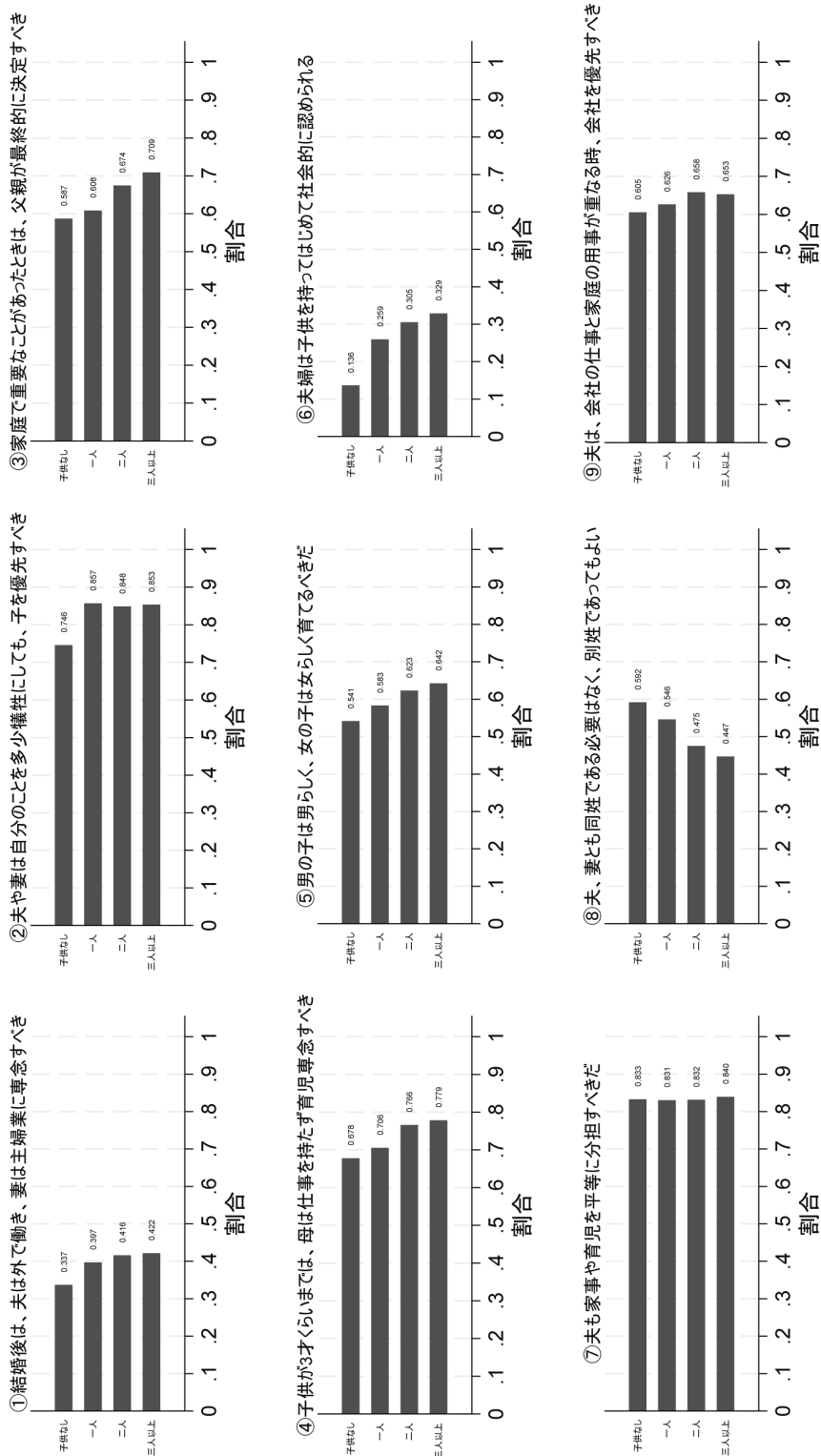


図10 ジェンダーに関する規範（子ども有無別）

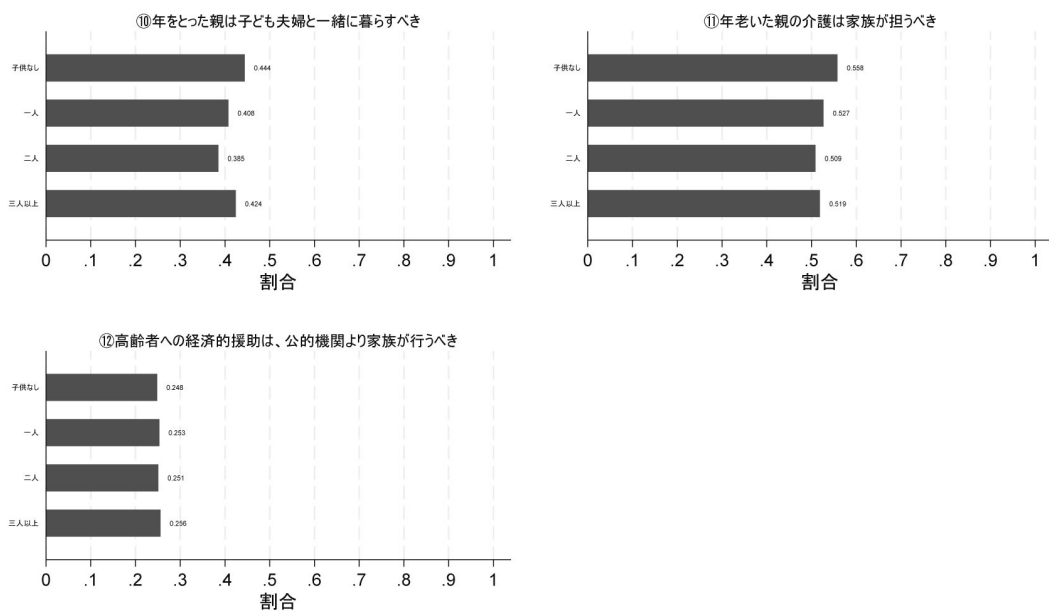


図11 高齢者に関する規範（子ども有無別）

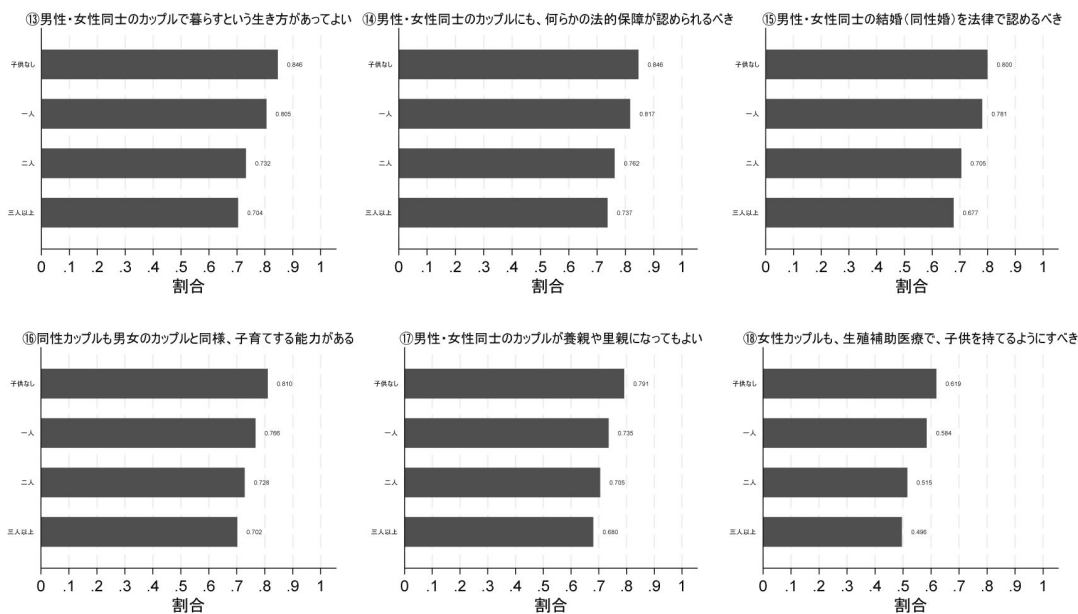


図12 LGBTQに関する規範（子ども有無別）

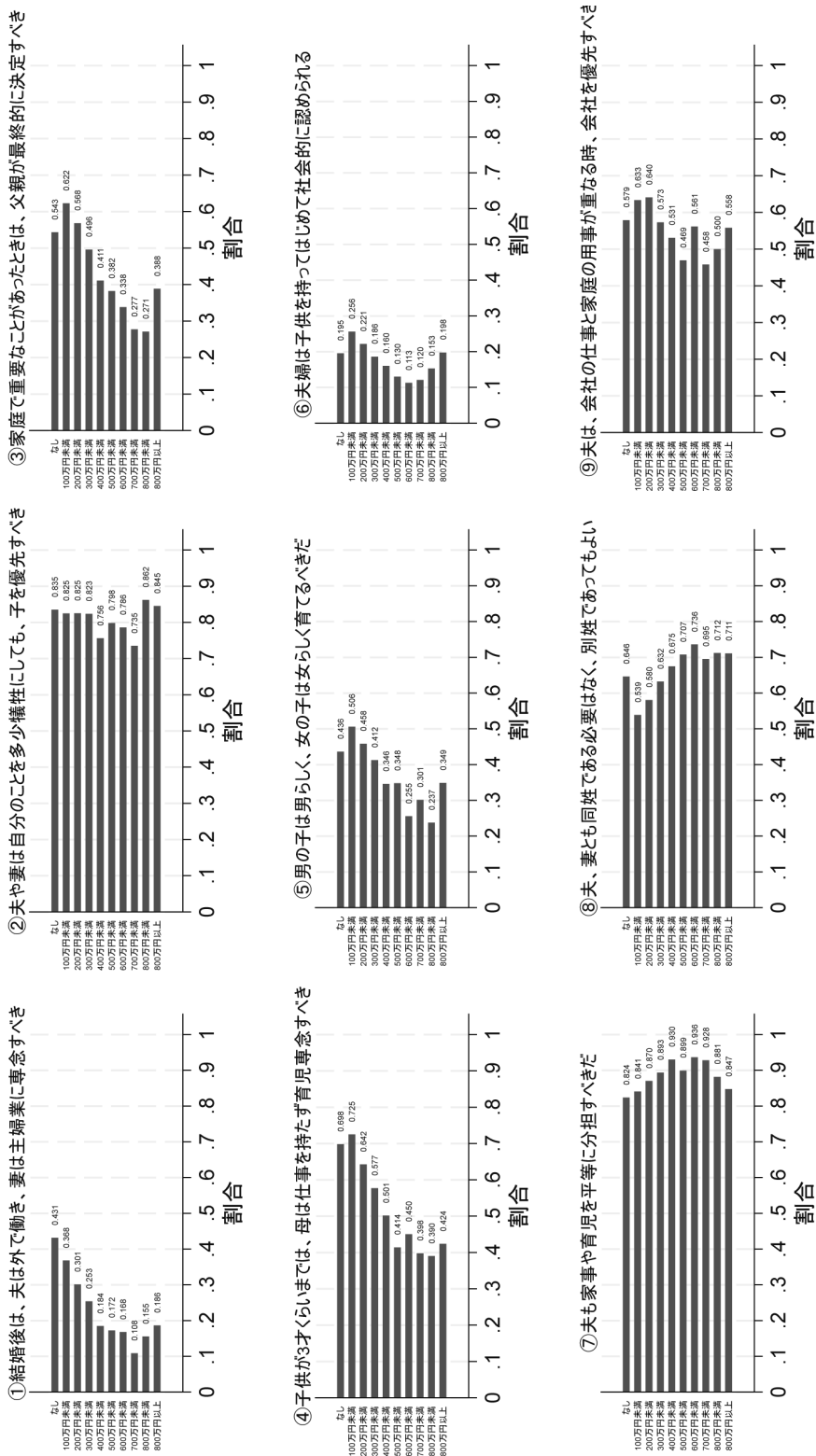


図13 ジェンダーに関する規範（収入別）

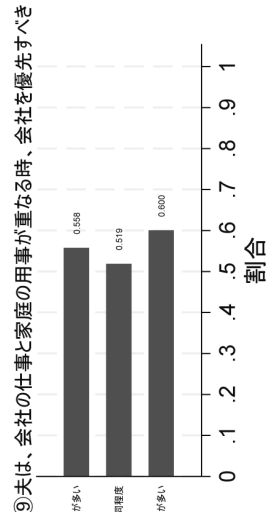
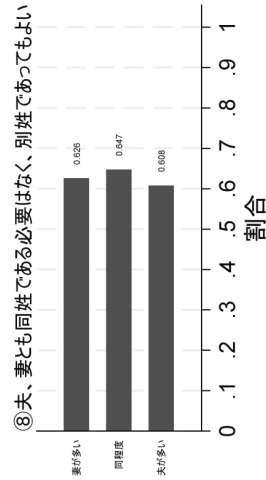
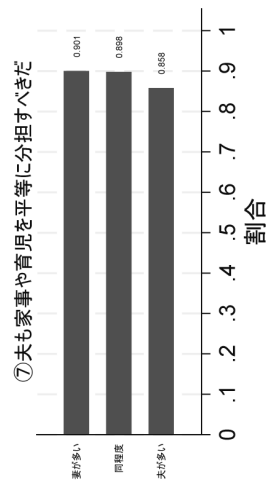
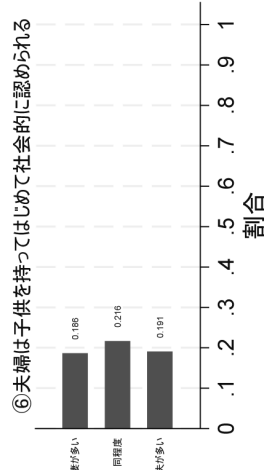
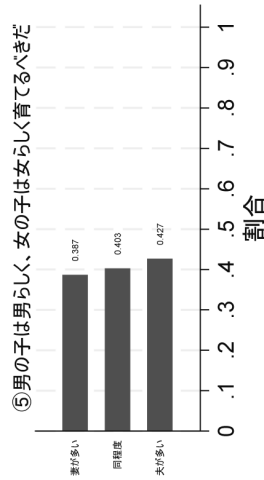
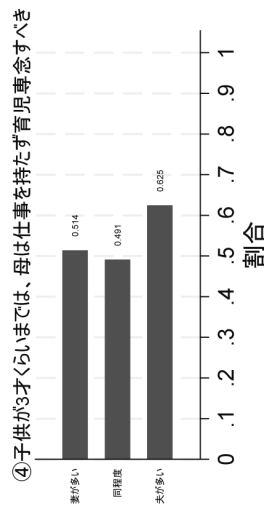
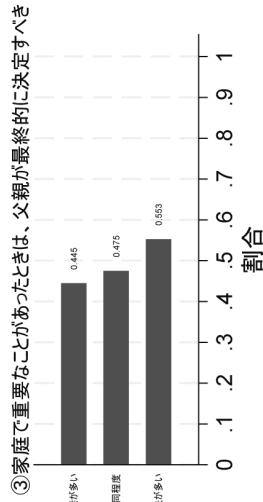
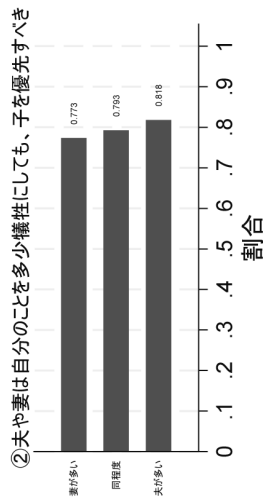
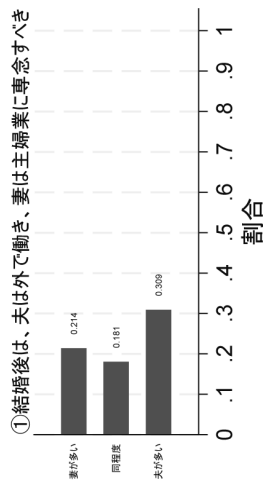


図14 ジェンダーに関する規範（夫婦間収入比較別）

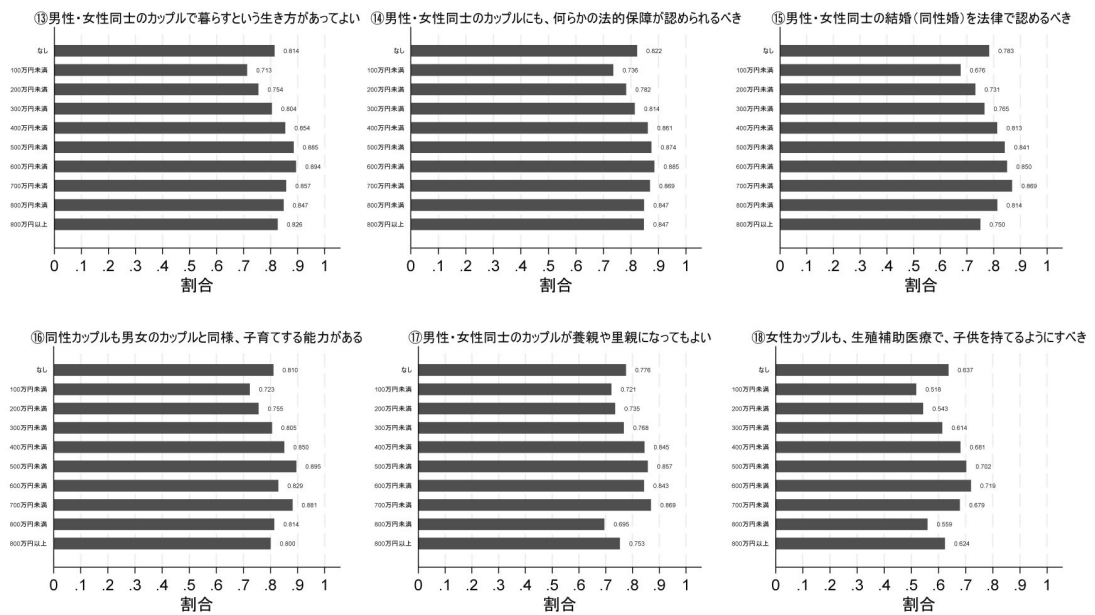


図15 LGBTQに関する規範（収入別）

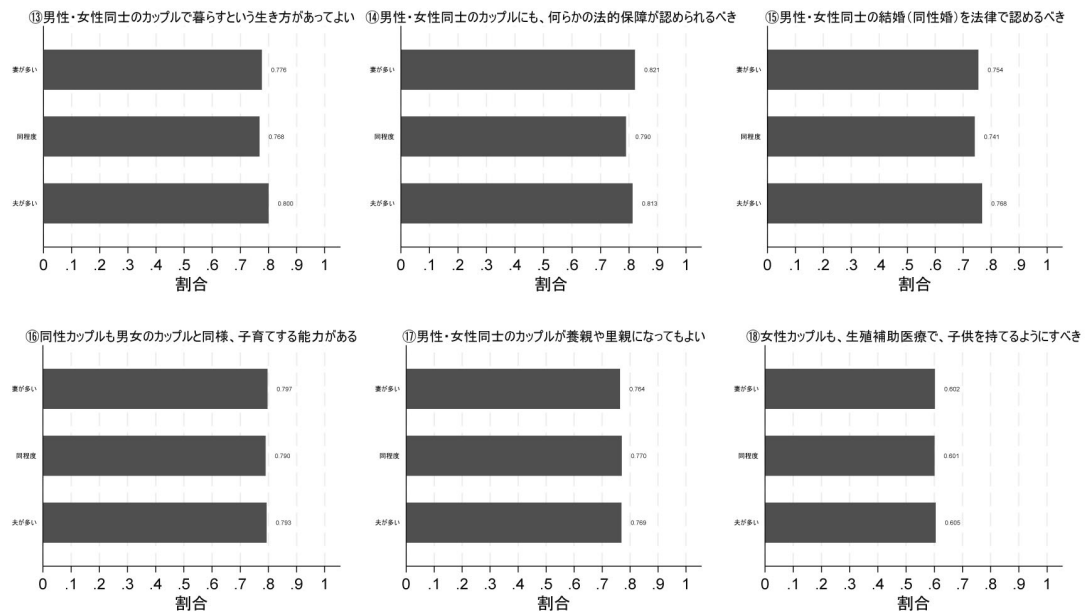


図16 LGBTQに関する規範（夫婦間収入比較別）

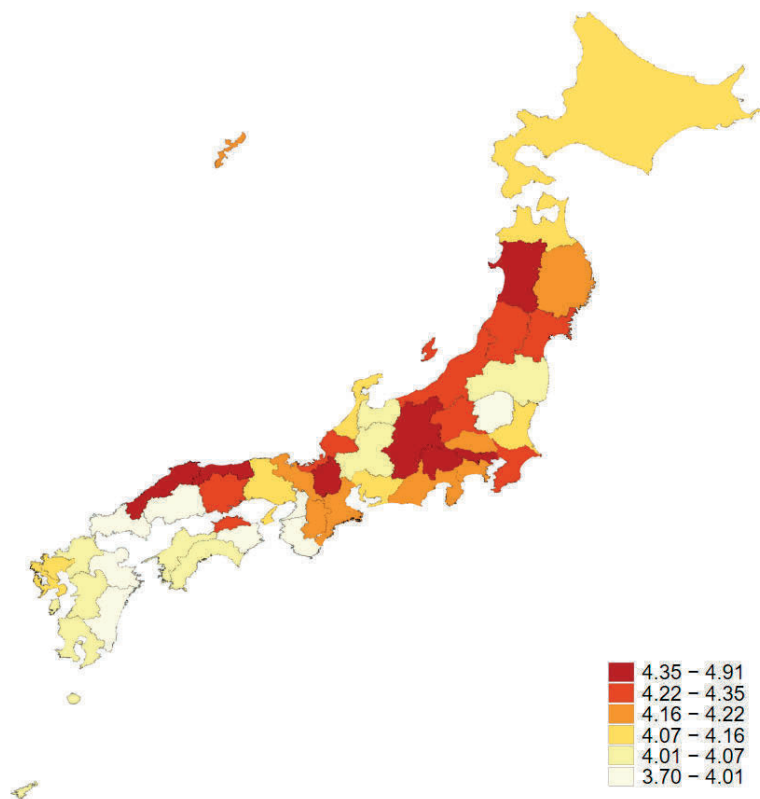


図17 ジェンダーに関する規範（都道府県別）

（注）濃い着色の都道府県ほど、ジェンダーに対して進歩的な態度となっている。以下の9項目について⑦⑧については賛成、①～⑥、⑨については非賛成の項目数の平均値を計算している。
日本全体の平均値は4.15で標準偏差は2.12。また、最小値は0で最大値は9となっている。

- 規範1：結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ
- 規範2：夫や妻は、自分達のことを多少犠牲にしても、子どものことを優先すべきだ
- 規範3：家庭で重要なことがあったときは、父親が最終的に決定すべきだ
- 規範4：子どもが3才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい
- 規範5：男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきだ
- 規範6：夫婦は子どもを持てはじめて社会的に認められる
- 規範7：夫も家事や育児を平等に分担すべきだ
- 規範8：夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい
- 規範9：夫は、会社の仕事と家庭の用事が重なった時は、会社の仕事を優先すべきだ

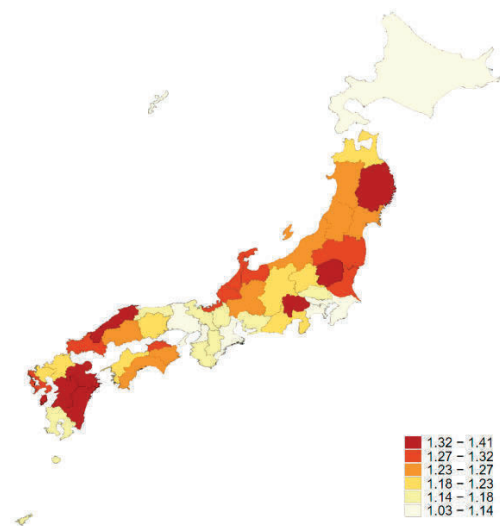


図18 高齢者に関する規範（都道府県別）

（注）濃い着色の都道府県ほど、高齢者に対して保守的な態度となっている。以下の3項目のうち、賛成する項目数の平均値が高い都道府県ほど、濃い着色となっている。
日本全体の平均値は1.17で標準偏差は1.05。また、最小値は0で最大値は3となっている。

規範10：年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべきだ

規範11：年老いた親の介護は家族が担うべきだ

規範12：高齢者への経済的援助は、公的機関より家族が行うべきだ

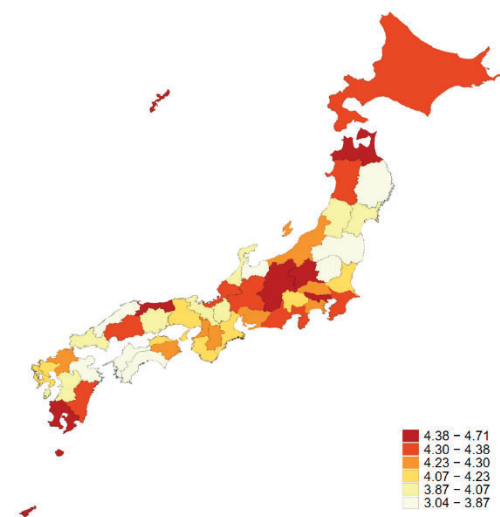


図19 LGBTQに関する規範（都道府県別）

（注）濃い着色の都道府県ほど、LGBTQに対して進歩的な態度となっている。以下の6項目のうち、賛成する項目数の平均値が高い都道府県ほど、濃い着色となっている。
日本全体の平均値は4.23で標準偏差は2.18。また、最小値は0で最大値は6となっている。

規範13：男性どうしや、女性どうしのカップルで暮らす、という生き方があってもよい

規範14：男性どうしや、女性どうしのカップルにも、なんらかの法的保障が認められるべきだ

規範15：男性どうしや、女性どうしの結婚（同性婚）を法律で認めるべきだ

規範16：同性どうしのカップルも、男女のカップルと同じように、子どもを育てる能力がある

規範17：男性どうしや、女性どうしのカップルが養親や里親になってもよい

規範18：女性どうしのカップルも、生殖補助医療を用いて、子どもを持てるようにすべきだ

表 4 規範の計量分析

	(1) ジェンダー規範	(2) ジェンダー規範	(3) 高齢者規範	(4) 高齢者規範	(5) LGBTQ 規範	(6) LGBTQ 規範
年齢	0.129*** (0.040)	0.139*** (0.045)	-0.013 (0.020)	-0.032 (0.022)	0.025 (0.097)	0.045 (0.106)
年齢 2 乗/100	-0.228*** (0.073)	-0.236*** (0.084)	-0.009 (0.037)	0.026 (0.041)	-0.110 (0.186)	-0.129 (0.207)
年齢 3 乗/1000	0.010** (0.004)	0.011** (0.005)	0.003 (0.002)	0.001 (0.003)	0.006 (0.011)	0.007 (0.013)
2013 (Ref: 2008、LGBTQ について は2018)	0.496*** (0.059)	0.460*** (0.065)	-0.084*** (0.031)	-0.064* (0.034)		
2018	1.073*** (0.098)	1.000*** (0.108)	-0.375*** (0.050)	-0.345*** (0.055)		
2022	1.690*** (0.132)	1.580*** (0.147)	-0.572*** (0.067)	-0.527*** (0.074)	0.482*** (0.066)	0.458*** (0.071)
高校卒 (Ref: 中学校卒)	0.151*** (0.048)	0.144** (0.060)	-0.076*** (0.026)	-0.077** (0.032)	0.220** (0.088)	0.261** (0.110)
専修学校卒	0.401*** (0.059)	0.369*** (0.071)	-0.108*** (0.031)	-0.095** (0.038)	0.316*** (0.098)	0.343*** (0.120)
高専・短大卒	0.371*** (0.055)	0.337*** (0.067)	-0.098*** (0.029)	-0.091*** (0.035)	0.332*** (0.093)	0.374*** (0.115)
大学卒	0.923*** (0.062)	0.904*** (0.074)	-0.193*** (0.031)	-0.188*** (0.038)	0.406*** (0.097)	0.473*** (0.119)
大学院卒	1.491*** (0.165)	1.476*** (0.173)	-0.293*** (0.082)	-0.266*** (0.088)	0.342* (0.183)	0.358* (0.200)
正規労働 (Ref: 非就業)	0.751*** (0.045)	0.825*** (0.049)	0.064*** (0.023)	0.063** (0.025)	0.027 (0.061)	0.032 (0.065)
非正規労働	0.480*** (0.041)	0.522*** (0.045)	-0.021 (0.020)	-0.039* (0.022)	0.139*** (0.053)	0.116** (0.057)
自営業・家族従業者	0.217*** (0.053)	0.246*** (0.059)	0.126*** (0.027)	0.109*** (0.030)	0.016 (0.083)	0.010 (0.088)
失業	0.180** (0.086)	0.192** (0.095)	-0.023 (0.043)	-0.018 (0.047)	0.003 (0.103)	-0.023 (0.109)
子供一人 (Ref: 子ども無し)	-0.232*** (0.054)	-0.190*** (0.058)	-0.094*** (0.027)	-0.081*** (0.029)	-0.072 (0.069)	-0.089 (0.075)
子供二人	-0.363*** (0.049)	-0.350*** (0.053)	-0.169*** (0.024)	-0.148*** (0.027)	-0.030 (0.063)	-0.040 (0.068)
子供三人以上	-0.416*** (0.054)	-0.417*** (0.059)	-0.145*** (0.027)	-0.104*** (0.029)	-0.140* (0.072)	-0.155** (0.078)
離婚または死別 (Ref: 結婚)	0.325*** (0.043)	0.273*** (0.049)	0.027 (0.022)	0.057** (0.025)	0.325*** (0.060)	0.285*** (0.067)
10万人以上100万人未満 (Ref: 非 人口集中地区)	0.019 (0.034)	0.009 (0.037)	-0.098*** (0.017)	-0.107*** (0.019)	0.041 (0.052)	-0.006 (0.056)
100万人以上	0.008 (0.043)	0.014 (0.048)	-0.090*** (0.022)	-0.111*** (0.024)	0.058 (0.062)	-0.002 (0.067)
父親が大学卒以上		0.069 (0.049)		-0.039* (0.023)		-0.111* (0.060)
母親が大学卒以上		-0.030 (0.090)		0.053 (0.044)		-0.046 (0.094)
最年長 (長女) (Ref: 一人っ子)		0.012 (0.061)		-0.030 (0.030)		0.027 (0.078)
最年長ではない (兄がいる)		-0.112* (0.064)		0.010 (0.032)		-0.047 (0.084)
最年長ではない (姉がいる)		-0.100 (0.061)		-0.012 (0.031)		-0.100 (0.080)
Constant	0.965 (1.050)	-0.097 (1.181)	1.760*** (0.540)	2.347*** (0.607)	3.088 (2.453)	1.952 (2.707)
都道府県	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
出生年	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Observations	21,266	17,615	22,353	18,397	10,727	8,932
R-squared	0.184	0.178	0.078	0.075	0.168	0.156

Robust standard errors in parentheses

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1